

令和5年度 横浜市社会福祉審議会

日時：令和6年3月25日（月）10:00 ～ 11:30

場所：市庁舎18階 みなと1・2・3会議室※

※4・5から変更

次 第

1 新委員紹介

2 専門分科会等からの活動報告

【資料3】

(1) 民生委員審査専門分科会について

(2) 身体障害者障害程度審査部会について

3 報告事項

(1) 第5期 横浜市地域福祉保健計画について

【資料4】

(2) 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画について

【資料5】

(3) 第4期 横浜市障害者プランについて

【資料6】

(4) 第2期 横浜市自殺対策計画について

【資料7】

(5) 第5期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画について

【資料8】

4 その他

(1) 令和6年度健康福祉局予算について

【資料9】

(2) 令和6年能登半島地震の被災地派遣について

【資料10】

《配付資料》

【資料1】 横浜市社会福祉審議会について

【資料2】 横浜市社会福祉審議会委員名簿

【資料3】 専門分科会等からの活動報告

【資料4】 第5期 横浜市地域福祉保健計画について

【資料5】 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画について

【資料6】 第4期 横浜市障害者プランについて

【資料7】 第2期 横浜市自殺対策計画について

【資料8】 第5期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画について

【資料9】 令和6年度健康福祉局予算概要

【資料10】 令和6年能登半島地震の被災地派遣について

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており(必置義務)、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、
横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 20 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成(20人)は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	12 人
学識経験のある者	5 人

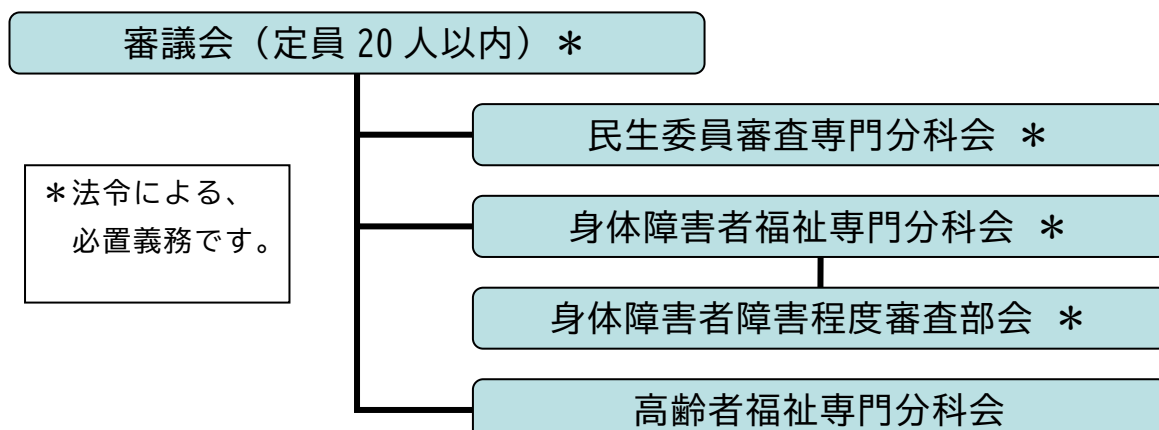
(参考) 社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年(令和 4 年 1 月 12 日～令和 7 年 1 月 11 日)、
報酬は 14,000 円(日額)となっています。

5 組織(専門分科会及び審査部会)



6 これまでの審議会の開催状況

(令和4年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(令和3年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回
- ・ 生活保護申請対応検証専門分科会：5回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	
昭48.7.24	昭51.3.31	老人の居宅対策について	
昭48.7.24	昭51.3.31	身体障害者の居宅対策について	
昭51.7.20	昭53.2.23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53.7.20	昭54.4.17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55.3.31		(答申)
昭53.7.20	昭55.3.31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55.10.30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57.7.5	昭59.3.27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57.7.5	昭59.3.27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59.7.5	昭60.7.15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61.10.27		(答申)
平2.4.27	平4.12.1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14.12.16	地域福祉計画の策定について（意見具申）	
—	平18.1.31	民生委員あり方検討専門分科会報告（報告）	
—	平20.7.9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告（報告）	
平22.8.13	平23.3.7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について（答申）	
令元.5.30	令2.1.10	横浜市敬老特別乗車証制度のあり方について 持続可能な制度の構築に向けて（答申）	
令3.3.26	令4.2.7	神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について（答申）	

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政 令 第 185 号

（民生委員審査専門分科会）

- 第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

- 第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

* 法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成12年 2 月25日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第11条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則（平成12年9月条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

最近改正 令和4年2月8日 健企第161号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第3号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定数）

第2条 審議会は委員20人以内で組織する。

（所管事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

（専門分科会の設置）

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会長の選任）

第5条 前条第1項から第4項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

（審査部会の設置）

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分

を失った後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

横浜市社会福祉審議会委員名簿
(任期：令和 4 年 1 月 1 2 日～令和 7 年 1 月 1 1 日)

(敬称略)

		氏 名	団 体	専門分科会			就任
				民生	高齢	身障	
市会議員	1	たけうち やすひろ 竹内 康洋	市会健康福祉・医療委員会 委員長	○			R5. 6
	2	ふくち しげる 福地 茂	市会健康福祉・医療委員会 副委員長	○			R5. 6
	3	はせがわ えつこ 長谷川 えつこ	市会健康福祉・医療委員会 委員	○			R5. 6
社会福祉事業従事者（五十音順）	4	あらきだ ゆり 荒木田 百合	横浜市社会福祉協議会 会長		○		R2. 8
	5	いいやま ふみこ 飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長	○			H31. 1
	6	いしい マサ子 石井 マサ子	横浜市民生委員児童委員協議会 会長	○			R5. 3
	7	いずみ きょうこ 泉 今日子	認知症の人と家族の会神奈川県支部 事務局長		○		H31. 1
	8	うちだ もとひさ 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長			○	R4. 1
	9	うるしばら えりこ 漆原 恵利子	横浜市福祉事業経営者会 理事		○		R4. 1
	10	かとう ゆきこ 加藤 由紀子	横浜市介護支援専門員協議会 理事長		○		H31. 1
	11	きむら たけし 木村 赳	横浜市町内会連合会 委員	○			R5. 6
	12	さえき しげる 佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事			○	R4. 1
	13	たかおか とおる 高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長			○	R4. 1
	14	たにぐち みゆる 谷口 実	横浜市障害者地域作業所連絡会 会長			○	R4. 1
	15	はやかわ ようこ 早川 陽子	横浜市労働組合連盟 副委員長			○	H28. 1
学識経験者（五十音順）	16	いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授	○			H31. 1
	17	いばらき なおこ 茨木 尚子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授			○	R4. 1
	18	かわしま みちよ 川島 通世	神奈川県弁護士会 弁護士	○			H28. 1
	19	きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部 教授		○		H28. 1
	20	とつか たけかず 戸塚 武和	横浜市医師会 会長		○		R5. 8

令和5年8月1日一部改選

横浜市社会福祉審議会事務局名簿【令和5年度】

幹 事	1	健康福祉局長	さとう ひろたか 佐藤 広毅
	2	健康福祉局 担当理事 (こころの健康相談センター長兼務)	しらかわ のりひと 白川 教人
	3	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	いとう ゆかり 伊藤 ゆかり
	4	健康福祉局 地域福祉保健部長	うちだ さわこ 内田 沢子
	5	健康福祉局 生活福祉部長	えのもと りょうへい 榎本 良平
	6	健康福祉局 障害福祉保健部長	きみわだ たけし 君和田 健
	7	健康福祉局 高齢健康福祉部長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔

令和6年3月25日現在

専門分科会等からの活動報告

標記について、次のとおり報告します。

1 民生委員審査専門分科会について

民生委員審査専門分科会では、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者について市長からの諮問を受け、候補者としての適否について審査を行いました。

(1) 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された 会議の回数	非公開とされた 会議の回数	傍聴者数 (合計)
2 回	0 回	2 回	0 人

(2) 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
6月7日	専門分科会長の選任	非公開	0 人
	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査		
11月8日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査	非公開	0 人

2 身体障害者障害程度審査部会について

身体障害者障害程度審査部会では、身体障害者手帳の障害程度審査及び身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定（年4回）を行いました。

(1) 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された 会議の回数	非公開とされた 会議の回数	傍聴者数 (合計)
12 回	0 回	12 回	0 人

(2) 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 1 回	身体障害者手帳の障害程度審査	非公開	0 人
	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定（年4回）		

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：令和6年度～10年度

～計画の策定と推進について～

健康福祉局福祉保健課

令和6年3月25日

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

横浜市の地域福祉保健計画

平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

更に、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

横浜市中期計画2022～2025においては、横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ02：コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。



2040年 共にめざす都市像
「暮らしやすく誰もが
WELL-BEINGを実現できるまち」

戦略2
「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」

健康づくり 地域コミュニティ 暮らしと自立の支援
地域の支えあい
障害児・者支援 多文化共生 高齢者を支える
ジェンダー平等 「38の政策」の
キーワード

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

第5期計画の方向性

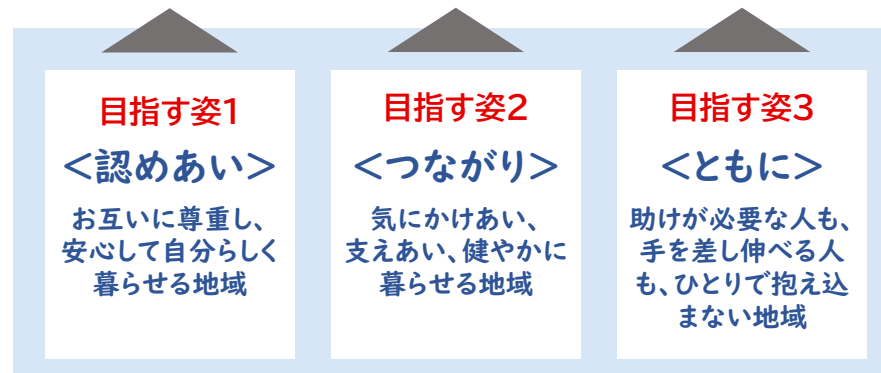
【計画の全体像】

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、いわゆる「8050問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。

3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

横浜市の地域福祉保健計画

「市計画」「区計画」「地区別計画」の三層構造

市計画 (R 6～10年度)	<u>全市に共通する理念や方向性を示す計画</u>	健康福祉局、市社協が事務局となり策定
区計画 (R 8～12年度)	<u>区の特性に応じた、方向性と活動、取組を示す計画</u>	区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザが事務局となり策定
地区別計画 (R 8～12年度)	<u>地域が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する具体的な活動の計画</u>	

市計画の推進と区計画の策定・推進を支援します

第 5 期 横浜市地域福祉保健計画（原案）【概要版】

第 1 章 計画の趣旨

【原案：P 1～14】

1. 横浜市の地域福祉保健計画

横浜市の地域福祉計画は、平成 16 年度に第 1 期計画を策定し、第 2 期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

さらに、第 3 期計画からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

2. 計画期間

令和 6 年度～令和 10 年度の 5 年間

3. 市計画・区計画・地区別計画の関係

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
位置づけ	・全市域を対象とした計画 ・全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	・区の特성에 応じた、区民に身近な中心的計画	・地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

第 2 章 横浜市の地域福祉保健計画を取り巻く状況

【原案：P 15～24】

1. 第 4 期計画の振り返りと第 5 期計画のポイント

第 4 期計画の評価を振り返り、課題を第 5 期計画で引き継ぎ、取組を進めていきます。

- (1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出
- (2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築
- (3) 困りごとを相談しやすい環境整備
- (4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出
- (5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化
- (6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組
- (7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出

1. 全体像と基本理念

第5期横浜市地域福祉保健計画の全体像は以下の構成です。

計画推進を通じて目指す全市に共通する目標像を「基本理念」として設定しました。

基本理念の達成に向けた地域像として「目指す姿」を3つのキーワードに整理し、目指す姿に向けた具体的な取組を「推進のための取組」として記載しました。

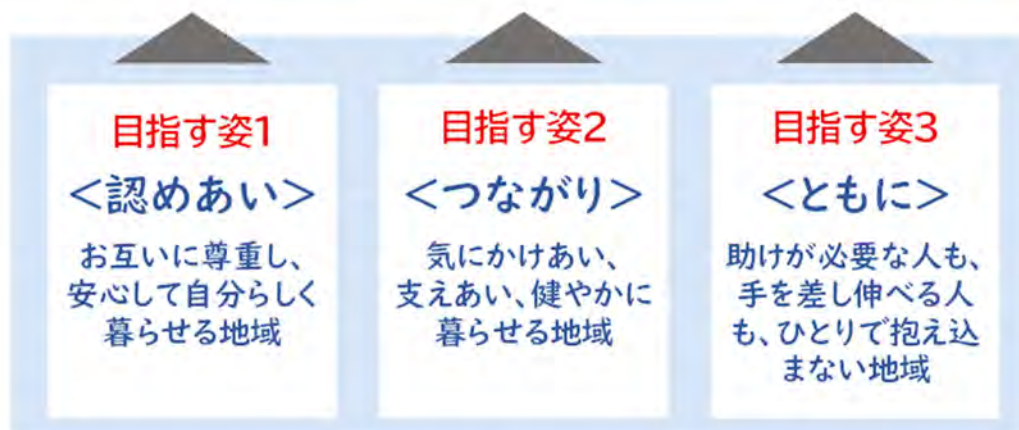
さらに、計画の推進にあたり主に支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点」としてまとめています。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザが、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートを中心に担います。また、各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、その役割を果たしていきます。

しかしながら、地域づくりは支援機関だけで行うものではありません。横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。また、地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域には様々な主体の参画も進んでいます。

住民・支援機関・関係機関等が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

2. 計画の評価

第5期横浜市地域福祉保健計画の評価は、令和8年度に中間評価を実施し、計画期間後半の取組の推進方策に反映させます。

その後、計画推進の最終年度の令和10年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、次期の計画策定に生かしていきます。

3. ロジックモデルを活用した評価

第5期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。

CITY OF YOKOHAMA

よこはまポジティブエイジング計画について

(第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)

～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～

2024年3月25日
横浜市社会福祉審議会

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

よこはまポジティブエイジング計画とは

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

高齢者の保健福祉事業や介護保険制度、認知症施策に関する総合的な計画

よこはまポジティブエイジング計画

計画名	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	認知症施策推進計画
法的根拠	老人福祉法・介護保険法に基づく法定計画	認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画
計画の目的	高齢期の暮らしを支えるために・・・ ・ 高齢者の健康づくりや社会参加など、地域での生活を支える施策を推進 ・ 介護が必要になっても安心して生活できるよう介護サービス等を充実する施策を推進	認知症になっても地域で暮らせるように・・・ ・ 認知症に対する正しい知識や理解の促進 ・ 認知症の人の社会参加や、医療や介護などの必要な支援の充実 ・ 認知症の人の権利が守られる ・ 認知症に理解ある共生社会の実現

よこはまポジティブエイジング計画の施策体系

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

- | | |
|-----|---------------------------|
| I | 自分らしい暮らしの実現に向けて |
| II | いきいきと暮らせる地域づくりを目指して |
| III | 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して |
| IV | ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して |
| V | 安心の介護を提供するために |
| VI | 安定した介護保険制度の運営に向けて |

認知症施策推進計画

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 正しい知識・理解の普及 |
| 2 | 予防・社会参加 |
| 3 | 医療・介護 |
| 4 | 認知症の人の権利 |
| 5 | 認知症に理解ある共生社会の実現 |

※別紙2頁に詳細が記載されています

基本目標「ポジティブ エイジング」とは

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

▶ **ポジティブ エイジングとは『歳を重ねても自分らしく暮らすこと』**
誰もが歳を重ねる中で、

- ▶ 積極的に活力ある高齢社会を作りたい
- ▶ 人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい

心身の状態が変化したとしても、

- ▶ 地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい



第9期計画で取り組む新たな施策

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ポイント1

新たにデータやD Xを活用した
「介護予防」や「社会参加」を促進します

施策体系 II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して(1)(2)



ポイント2

特別養護老人ホームの待機者対策を強化します

施策体系 IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して(1)

データやDXを活用した「介護予防」や「社会参加」の促進

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

個人の健康データを活用した新たな介護予防サービスの実施

健診データ・診療データ

要介護認定情報等を活用し
フレイルやフレイルのリスクが高い高齢者を
ピックアップ

診療データ
(医療レセプト)
糖尿病、心不全・
脳血管疾患等の
循環器疾患の既往歴

健診データ
運動機能や口腔機能、
栄養状態の低下

要介護認定
情報
未申請者・
要支援認定者



該当の高齢者の皆様に
介護予防サービス
利用のご案内
をお届け



個人の状態に合わせて
・医療専門職による
介護予防サービスの提供
・地域の介護予防活動の案内



高齢者が自立した生活を送ることができるようサポート

※施策体系 Ⅱ いきいきと暮らせる地域づくりを目指して(1)

データやDXを活用した「介護予防」や「社会参加」の促進

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

社会参加促進のための新たな2つの取組

社会参加ポイント事業

スマホアプリを活用し、
「通いの場」への参加状況を記録



- ①参加者には、参加状況に応じて
ポイントを付与
- ②参加状況をデータ化し、収集・分析

- ・「通いの場」参加へのモチベーションアップ
- ・分析結果を介護予防施策へ反映
- ・高齢者のデジタルリテラシーの向上

シニア×生きがいマッチング事業

ボランティア活動への参加を支援する
コーディネーターが、

- ①希望者の経験やスキルを聞き取り

- ②経験等に応じた活動の有無を地域
活動団体や企業等に確認

- ③希望者と活動をマッチング



- ・高齢者の生きがいづくりに寄与
- ・活躍する高齢者の増加による地域活性化

※施策体系 II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して(2)

特別養護老人ホームの待機者対策を強化

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

課題１：医療的ケアを必要とする待機者への対応

- ・「介護」と「医療」の両方の機能を併せ持つ介護医療院を今後３年間で150人分程度整備します。
- ・整備促進に向け、介護医療院の整備に対する補助制度を県内で初めて創設し、社会・地域のニーズを踏まえた整備を進めます。

課題２：認知症による行動・心理症状を有する待機者への対応

- ・認知症による行動・心理症状のある方を積極的に受け入れるために、夜間の介護職員を手厚く配置した特別養護老人ホームに対し人件費を助成します。
- ・また、認知症専門医や精神科医と連携し、施設が助言等を受けながら、認知症による行動・心理症状のある方を受け入れる体制づくりをモデル的に実施し、好事例を市内特別養護老人ホームへ横展開します。

課題３：経済的理由

- ・安価な多床室を希望される方が、ユニット型（個室）を利用できるよう、一部の所得階層の方を対象に、市独自に新たに居住費を助成します。



※施策体系Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して(1)

その他の施策

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

市民意識の醸成

高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。

施策体系 I 自分らしい暮らしの実現に向けて

介護人材の確保

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上、④介護現場の業務改善（生産性向上）を4本の柱として総合的に取り組みます。

施策体系 V 安心の介護を提供するために

持続可能な制度運営

介護サービスの適正化や質の向上を図るとともに、高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

施策体系 VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識の普及を図り、社会の理解を深めるとともに、認知症の方やご家族等を支援する取組を進めます。

施策体系 認知症施策推進計画

第9期計画期間の介護保険料（基準月額）

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

第8期【現計画期間】
（令和3年度～令和5年度）

第9期【次期計画期間】
（令和6年度～令和8年度）

6,500円/月



6,620円/月



第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

(よこはまポジティブエイジング計画)(原案)【概要版】

第1部 計画の考え方

【原案:P 1~18】

1 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において市町村が策定するよう努めることとされた計画で、これら3つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

2 横浜型地域包括ケアシステム～2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像～

横浜型地域包括ケアシステム

…地域の助け合い＋専門職のサービス＝いつまでも自分らしい暮らしを続ける

(1) 目指す将来像

地域で支え合いながら

医療や介護が必要になっても安心して生活でき

高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

(2) 「横浜型地域包括ケアシステム」の深化・推進

横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

視点1 「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点2 活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点3 「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点4 医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点5 高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

視点6 データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用すること等により、介護現場における業務改善（生産性向上）に取り組みます

3 第9期計画の基本目標と施策体系

(1) 基本目標

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

(2) 施策体系

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組めます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの、健康維持や地域活動等の社会参加の機会を充実します。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいを整備するとともに、特別養護老人ホームの待機者対策を強化します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上、④介護現場の業務改善（生産性向上）を4本の柱として総合的に取り組みます。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
- 高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

認知症施策推進計画

認知症施策の3つの柱

共生

備え

安心

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められています。このため、認知症施策推進計画では、より多くの人が認知症を我が事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

① 正しい知識・理解の普及

④ 認知症の人の権利

② 予防・社会参加

⑤ 認知症に理解ある共生社会の実現

③ 医療・介護

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の方向性

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

(1) 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

(2) 相談体制の構築と市民の利便性向上

高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(1) 介護予防・健康づくりと自立支援

高齢者の医療、介護、保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるができるよう「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を推進します。

(2) 社会参加

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(3) 生活支援・助け合い

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

(4) 地域づくりを支える基盤

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(1) 在宅介護

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

(2) 在宅医療

医療や介護が必要な場面に応じて適切なサービスが提供できるよう、在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。また、在宅医療の市民理解促進のため普及啓発を進めます。

(3) 保健・福祉

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(4) 医療、介護、保健・福祉の連携

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療、介護、保健・福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

(1) 個々の状況に応じた施設や住まいの整備・供給

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設や住まいを整備します。

(2) 相談体制や情報提供の充実

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

V 安心の介護を提供するために

(1) 新たな介護人材の確保

高校生や介護職経験者、外国人など様々な人材層を対象とした支援を充実させ、介護職員の確保に取り組みます。また、小中学生を対象に介護の仕事と魅力を紹介するなど、将来の介護人材の確保につなげていきます。

(2) 介護人材の定着支援

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

(3) 専門性の向上

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

(4) 介護現場の業務改善（生産性向上）

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

(1) 介護サービスの適正化・質の向上

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(2) 緊急時に備えた体制整備

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力を強化します。

2 認知症施策推進計画の施策の方向性

(1) 正しい知識・理解の普及

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(2) 予防・社会参加

認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(3) 医療・介護

認知症の人やその家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療や介護につなげることにより、本人や家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

(4) 認知症の人の権利

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(5) 認知症に理解ある共生社会の実現

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

第4期横浜市障害者プランとは

本市の障害福祉施策に関する中長期的な計画で、「障害者計画」「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定したものです。

このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としているため、中間期の見直しを行いました。

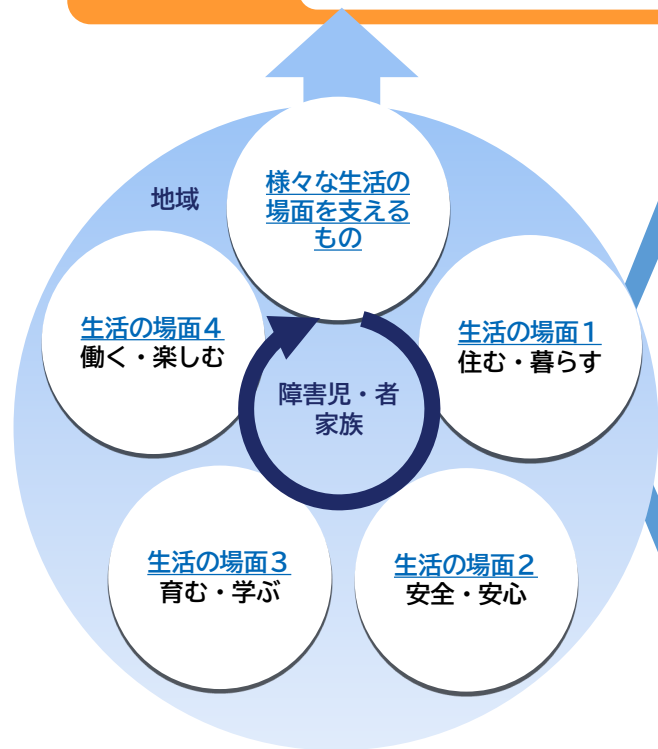
第4期横浜市障害者プラン（計画期間：令和3年度から令和8年度まで）					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画 （＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画）					
障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		
障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		

見直し

第4期横浜市障害者プランの施策体系

基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す



様々な生活の場面を支えるもの

普及・啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援

生活の場面1 住む・暮らす

住まい、暮らし、移動支援、まちづくり

生活の場面2 安全・安心

健康・医療、防災・減災

生活の場面3 育む・学ぶ

療育、教育

生活の場面4 働く・楽しむ

就労、日中活動、スポーツ・文化芸術支援、
文化・スポーツ・レクリエーション

第4期横浜市障害者プラン（改定版）における主な見直し箇所

プランの指標名	現行			見直し箇所		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（グループホーム） 利用者数（利用人数/年）	5,000人	5,200人	5,400人	5,800人	6,000人	6,200人
うち、重度障害者	－	－	－	1,288人	1,407人	1,538人
精神病床における1年以上入院 患者の割合	－	－	－	53.6%	53.1%	53.1%
児童発達支援（地域療育センター実施分を含む）	190か所	200か所	210か所	300か所	320か所	340か所

第4期横浜市障害者プラン（改定版）における主な見直しか所

プランの事業名	見直しか所
障害福祉人材の確保	障害福祉人材の確保に向けた取組を推進するため、魅力発信、採用支援、職員の定着に関する項目を追記。
市民等への普及・啓発	障害者差別解消法に基づく取組に関し、事業所等への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についても、周知・啓発に取り組むことを追記。
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	強度行動障害及び医療的ケアを必要とする方等にも対応したグループホームについて、充実に向けた検討を進めていくことを追記。
障害者・支援者による災害時等の障害理解促進	避難生活における情報保障についても、対応方法等の周知に取り組んでいくことを追記。

第4期横浜市障害者プラン 改定版（原案）【概要版】

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「障害者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉画」の3つの法定計画を一体的に策定した、障害施策に関わる中長期的な計画です。

第4期横浜市障害者プランでは「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げています。

2. 計画の位置付け

(1) 計画期間

令和3年度～令和8年度の6年間

(2) 他の計画との関係性

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果が上がってきます。行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

3. 計画の構成

分類	取組内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

4. 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるほか、障害のある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

(2) 近年の動向

近年の障害福祉に関する出来事を年表で紹介しています。

1. 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現してきたという歴史的な流れがあります。

2. 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」という項目を中心に、様々な取組を推進しています。

3. 各障害手帳等統計の推移

- (1) 障害者手帳所持者数
- (2) 身体障害
- (3) 知的障害
- (4) 精神障害
- (5) 発達障害
- (6) 強度行動障害
- (7) 医療的ケア
- (8) 難病患者

第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性

1. 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

2. 基本目標の実現に向けて必要な視点

- (1) 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- (2) 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- (3) 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- (4) 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- (5) 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- (6) 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- (7) 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

3. 生活の場面ごとの取組

- (1) 様々な生活の場面を支えるもの
普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
- (2) 生活の場面1 住む・暮らす
住まい、暮らし、移動支援、まちづくり

- (3) 生活の場面2 安全・安心
健康・医療、防災・減災
- (4) 生活の場面3 育む・学ぶ
療育、教育
- (5) 生活の場面4 働く・楽しむ
就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1. 本章の位置付け

障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げています。

2. 国の動向

国は、平成28年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

3. 横浜市の取組

(1) 地域生活支援拠点機能

- 機能1 相談
- 機能2 緊急時の受入れ・対応
- 機能3 体験の機会・場の提供
- 機能4 専門的人材の確保・育成
- 機能5 地域の体制づくり

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

- 仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み
- 仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み
- 仕組み3 安心した生活を確保するための仕組み
- 仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み
- 仕組み5 住民の障害理解を促進するための仕組み
- 仕組み6 お互いに支え合える仕組み

4. 今後の方向性

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。

1. PDCAサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、令和6年度に改定を行い、併せて第4期プラン全体の見直しを行うこととしています。

資料編

1. 関係者団体等へのグループインタビュー実施概要

- (1) グループインタビュー 目的
- (2) グループインタビューの実施時期
- (3) 実施団体

2. 市民意見募集の概要

- (1) 実施概要
- (2) 意見の概要

3. 推進体制

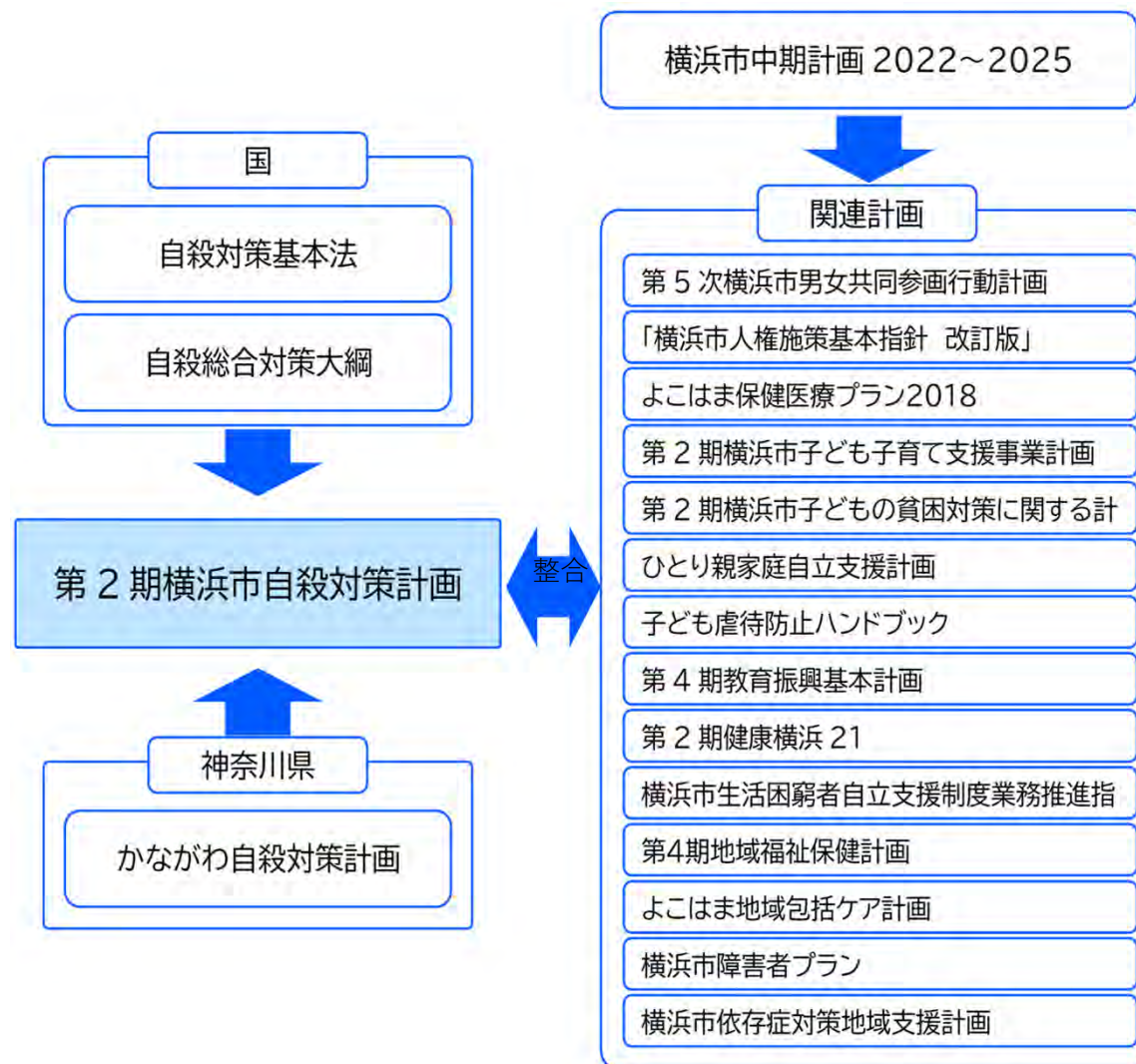
- (1) 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿
- (2) 横浜市障害者施策検討部会委員名簿

自殺対策計画について

・自殺対策基本法第13条に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、市としての取組、関係者の取組等を定めた計画

・国の自殺総合対策大綱等を踏まえつつ、中期計画をはじめ、関連する計画と整合性を図りながら策定

- ・2019年度（平成31年度）に第1期計画を策定
- ・第2期計画の計画期間は令和6年度～令和10年度（5年間）



第2期計画の構成

第1章：計画策定の趣旨

趣旨、位置づけ、計画期間、推進体制、進行管理

第2章：横浜市の現状と課題等

横浜市における自殺の状況

調査結果等から見た横浜市の現状

第1期計画の評価と振り返り

横浜市の自殺対策における課題

第3章：横浜市の自殺対策における基本認識と取組の方向性

基本認識・基本方針

基本施策、重点施策（こども・若者・女性重点検討課題）

数値目標（中期計画を踏まえた設定）

第4章：資料編

関連法制度、計画の策定体制、実施した調査概要

基本認識・基本理念

国の「自殺総合対策大綱」及び神奈川県「かながわ自殺対策計画」を踏まえ、以下の基本認識・基本理念とします。

基本認識

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ②自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ③自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④年間自殺者数はピーク時と比較すると減少しているが、非常事態は続いている

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

第2期自殺対策計画の施策体系～5つの基本施策と3つの重点施策～

重点施策1

こども・若者の自殺対策の強化

若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域におけるこどものSOSや悩みを受け止める取組の推進（取組数：42）

重点施策2

女性に対する支援の強化

ライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関の連携による支援体制の充実（取組数：32）

重点施策3

自殺未遂者への支援の強化

医療機関と連携し救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援とともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策の検討（取組数：18）

基本施策1：自殺対策に関する情報提供・理解促進

困った時には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となること、また自殺が身近な問題であり、様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進（取組数：35）

基本施策2：生きることの包括的支援の推進

不安や悩みに対する専門的な相談対応が可能な支援機関等へ適切につなげ、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種専門相談窓口の情報提供の推進（取組数：101）

基本施策3：地域におけるネットワークの強化

各種会議等を活用し、多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力体制を構築し、地域全体の取組として推進（取組数：98）

基本施策4：自殺対策を支える人材育成

知識の普及、人材育成を通じて、ゲートキーパーの養成を拡大・充実させていくとともに、必要な支援を提供できる関係機関につなげられる人材を増やす（取組数：25）

基本施策5：遺された人等への支援

自死（自殺）への偏見による遺族の孤立を防ぐ取組や、遺族が必要とする情報提供のほか、遺族同士が思いを分かち合う場の提供等の支援の充実（取組数：15）

第2期自殺対策計画の施策体系～施策を通じて期待される変化（分野別目標）～

5つの視点から施策・事業を通じて期待される人々の変化を整理することにより、各事業をより効果的に推進していきます。

普及啓発

- ◆市民から専門職まで幅広く、自殺対策に関する正しい知識を身につけている
- ◆自殺に関連する社会課題や予防の知識等の正しい認識が広がっている
- ◆自殺対策に関わる統計や調査が進められ、広く提供・周知されている
- ◆SOSの出し方やその重要性を身につけている

主な指標

- ✓ 地域自殺対策推進センターによる関係機関への技術援助件数
- ✓ 精神保健福祉研修受講者数
- 等

環境整備

- ◆各課題に対応した相談窓口が設置されており、市民に情報が周知されている
- ◆学校・家庭・職場・地域等の身近に居場所がある
- ◆多様な相談先(SNS等を含む)へ、アクセスしやすい環境が整備されている

主な指標

- ✓ インターネット上での相談窓口クリック数
- ✓ 悩み別相談先検索サイトの↓新規検討・構築
- 等

連携拡大

- ◆支援者が他支援機関や自殺に関する情報を把握・共有し、連携を取ることができている
- ◆それぞれの支援者が、他機関からの要請に対し、専門的な立場から相談支援に対応している

主な指標

- ✓ よこはま自殺対策ネットワーク協議会開催回数
- ✓ 横浜市庁内自殺対策連絡会議開催回数
- 等

技術向上

- ◆SOSの声や当事者の心情に寄り添った適切な対処方法を身につけている人が増えている
- ◆専門職・支援者が、自殺未遂者をはじめ個々人の課題に応じた適切な支援・ケアのスキルを身につけている
- ◆誰もがゲートキーパーの役割を担うことを自覚している

主な指標

- ✓ ゲートキーパーポータルサイトの新規検討・構築
- ✓ ゲートキーパー養成研修の実施回数
- 等

健康増進

- ◆暮らしの安全が守られ、心身の健康が保持増進されている
- ◆日常から心身の健康・メンタルヘルスの維持・向上に取り組む市民が増える

主な指標

- ✓ こころの健康に関する啓発動画再生数(累計)
- ✓ 心のサポーター養成者数
- 等

第2期自殺対策計画の特徴～中間目標と最終目標～

中間目標

1 必要な支援につながっている人の増加

当事者(自死遺族等含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる

【指標】・悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合

5.5%(令和4年度) → 5.5%以下(令和9年度)

・身近な人の死を経験し

①「人に話せず、悲しみを分かち合えなかった」の回答割合の低下

36.6%(令和4年度) → 36.6%以下(令和9年度)

②必要な情報が届かなかった」の回答割合の低下

46.6%(令和4年度) → 46.6%以下(令和9年度)

・孤独感の減弱(UCLA孤独感尺度)

8.5%(令和4年度) → 8.5%以下(令和9年度)

2 自殺に関する正しい意識を持つ人の増加

自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている

【指標】・「自殺は防ぐことのできる社会的な問題である」などの正しい認識を持つ人の

割合 53.8%(令和4年度) → 53.8%以上(令和9年度)

・ネットワーク協議会や庁内連絡会議において、自殺の状況が共有され、連携した取組が推進されている(定性評価)

3 支援をしている人・団体の増加

多くの人々が支援者となり、活躍している

【指標】・ゲートキーパー養成数(延べ数)

19,109人(令和5年12月末時点累計)→36,000人(令和10年度)

・ゲートキーパーの役割を発揮している人が増えている

ゲートキーパーの役割発揮事例の蓄積・見える化

最終目標

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現

自殺する人の減少

【指標】自殺死亡率の減少

14.8 → 10.8以下 ※人口10万人あたり
(令和4年) (令和8年までに)

※国の大綱を踏まえ、目標を達成できた場合、
見直しを検討します。

自殺に追い込まれる人の減少

【指標1】自殺したいと思ったことがある人の減少

24.7% → 24.7%以下
(令和4年度) (令和9年度)

【指標2】自殺未遂の経験がある人の減少

28.2% → 28.2%以下
(令和4年度) (令和9年度)

第 2 期横浜市自殺対策計画（原案）【概要版】

第 1 章 計画策定の趣旨

【原案：P 1～6】

1. 策定の趣旨

本市では、平成 31 年に策定した横浜市自殺対策計画に基づき、相談支援の充実やゲートキーパーの養成等に取り組んできました。これまでの間の取組を振り返るとともに、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した新たな社会的な課題を踏まえ、さらなる自殺対策の推進を図ることを目的に、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 期横浜市自殺対策計画を策定します。

2. 自殺対策の推進体制

自殺対策は、社会全般に深く関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、多様な関係者が連携・協力することが重要です。

本市では、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」等において、計画の進捗管理、情報共有や連携強化、また、関係機関同士の協働などにより、自殺対策の推進を図ります。

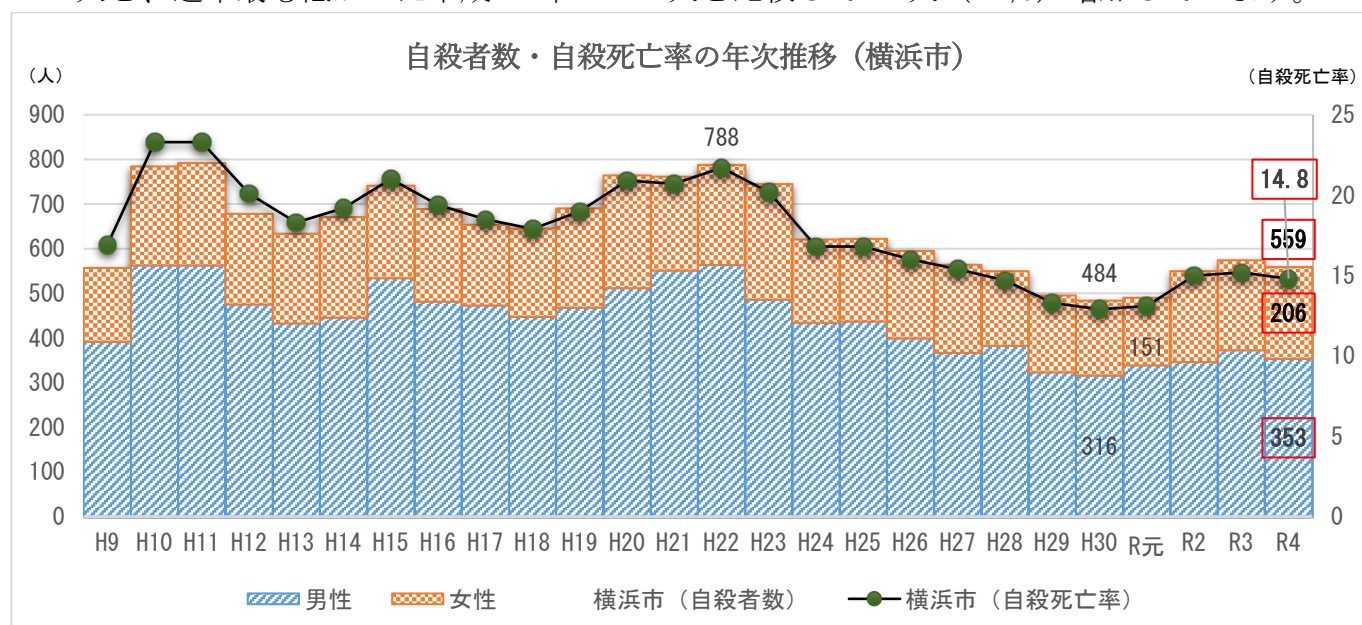
第 2 章 横浜市の現状と課題

【原案：P 7～71】

1. 横浜市における自殺の状況

横浜市の自殺者数は、平成 22 年の 788 人から平成 30 年の 484 人まで減少しましたが、その後は増加に転じ、令和 4 年の自殺者数は 559 人となっています。特に、令和元年から令和 2 年にかけて、自殺者数は 60 人増加しました。

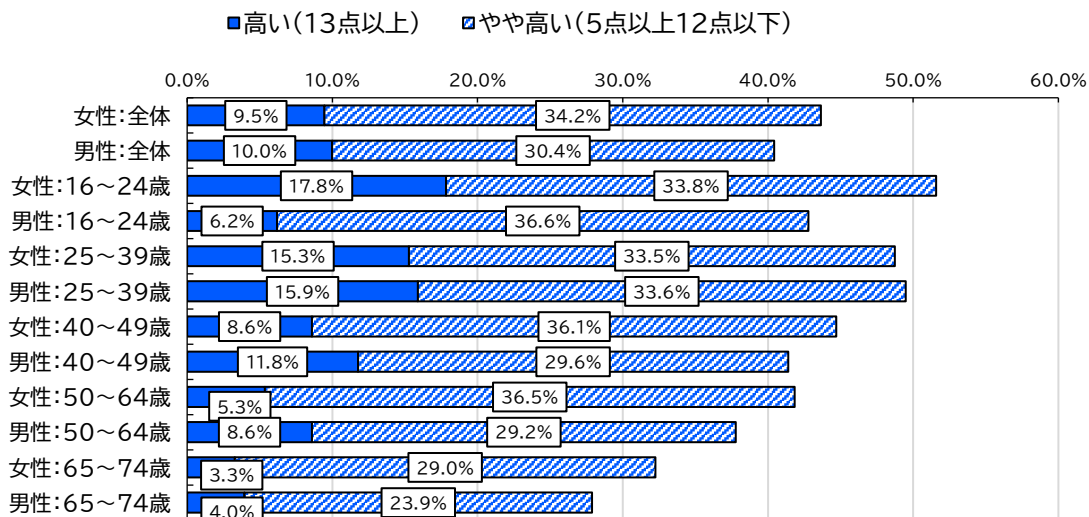
令和 4 年における女性の自殺者数は 206 人と、近年最も低かった令和元年の 151 人と比較して 55 人（36%）増加しています。また、男性の自殺者数においても、令和 4 年は 353 人と、近年最も低かった平成 30 年の 316 人と比較して 37 人（12%）増加しています。



2. こころの健康に関する市民意識調査

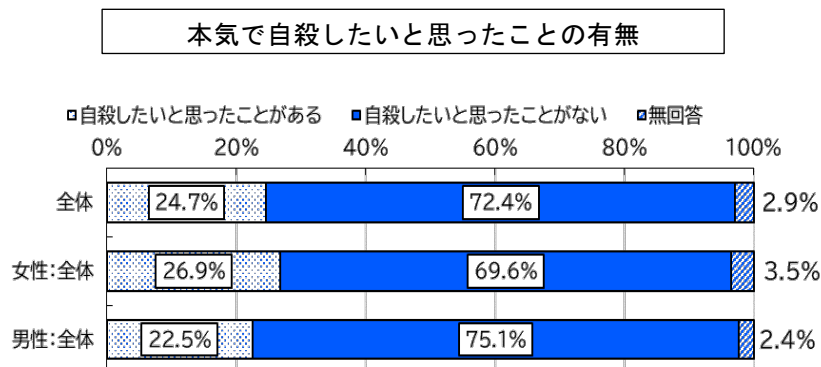
(1) K 6（うつ病・不安障害等の尺度）の集計結果

K 6 の集計結果を男女別にみると、「高い：13 点以上」と「やや高い：5 点以上 12 点以下」を合わせた割合が、女性では若年層ほど高くなっており、「16～24 歳」では 51.6%となっています。一方、男性では「25～39 歳」が最も高く 49.5%となっており、それ以上の年齢層では高齢ほど K 6 が低くなっています。



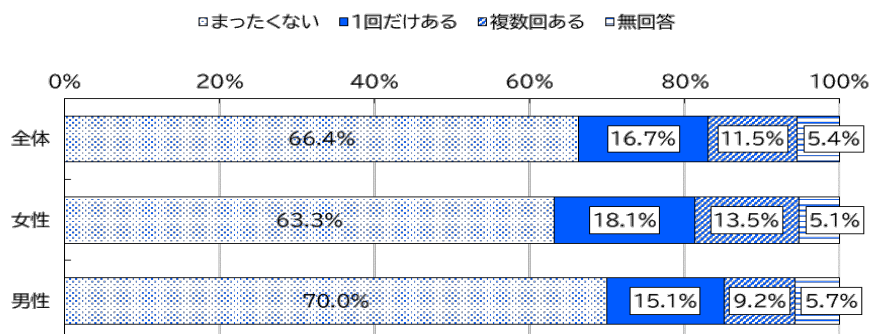
(2) 自殺念慮と自殺未遂の状況

本気で自殺したいと思ったことがある割合は、女性全体では 26.9%、男性全体では 22.5%となっており、女性の方が高くなっていました。



また、これまでに自殺したいと思ったことがある人の自殺未遂の経験は、女性では「1 回だけある」が 18.1%、「複数回ある」が 13.5%の合計 31.6%、男性では「1 回だけある」が 15.1%、「複数回ある」が 9.2%の合計 24.3%となっていました。

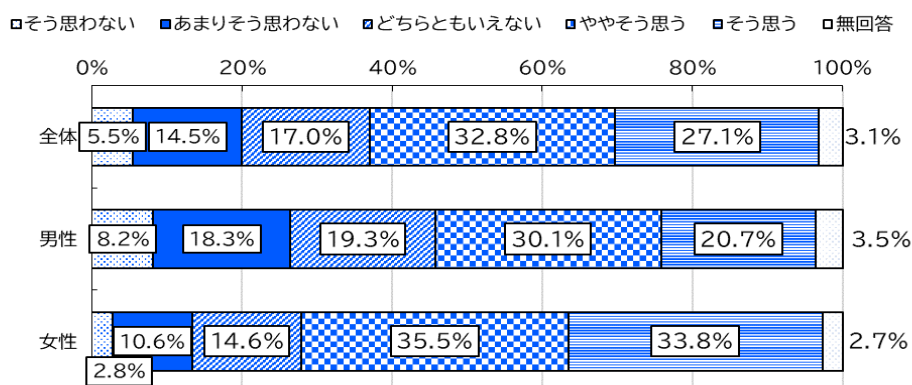
本気で自殺したいと思ったことのある人のうち自殺未遂をしたことの有無



(3) 悩みを抱えたり困難に直面した時に相談することに対する意識

悩みを抱えたり困難に直面した時に、誰かに助けを求めたり、相談したいと思うかどうかについて、「そう思わない」が5.5%、「あまりそう思わない」が14.5%となっており、困難な状況下でも相談に対して前向きではない方が2割程度となっています。

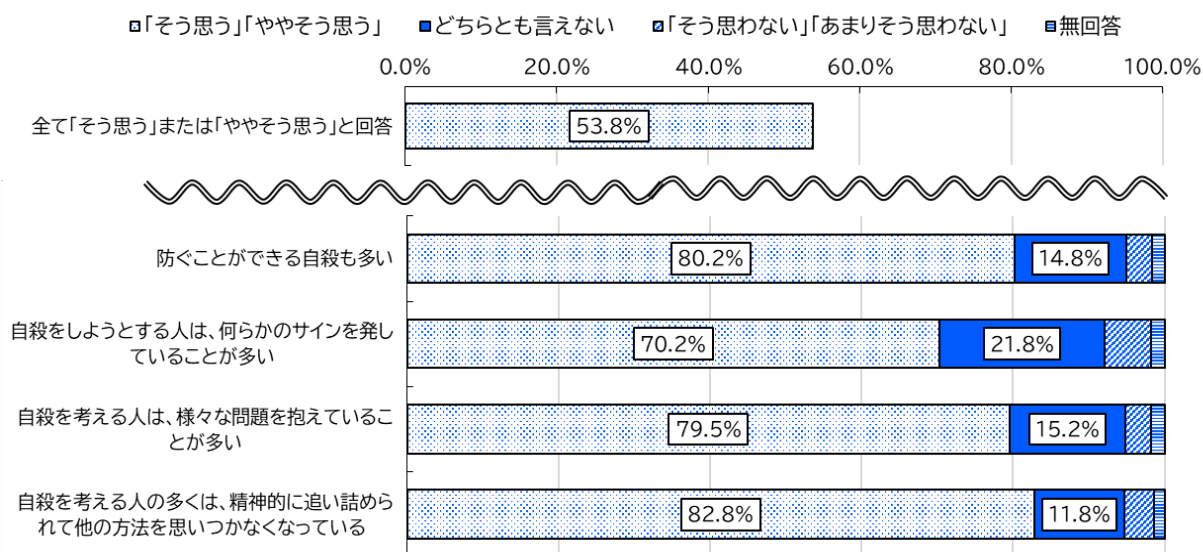
また、男女別にみると、「誰かに助けを求めたり、相談したいと思う」の回答割合については、女性で69.4%、男性で50.8%と、女性の方が男性よりも高くなっています。一方で、「誰かに助けを求めたり、相談することは恥ずかしいことだと思う」や「自分ひとりで解決すべきだと思う」は男性の方が女性よりも高くなっています。



(4) 自殺に対する認識

自殺に対する認識として、「防ぐことができる自殺も多い」と思う人は80.2%、「自殺をしようとする人は、何らかのサインを発していることが多い」と思う人は70.2%、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」と思う人は79.5%、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」と思う人は82.8%となっています。

また、この4つの選択肢について、全て「そう思う」または「ややそう思う」と回答した割合は、53.8%となっています。

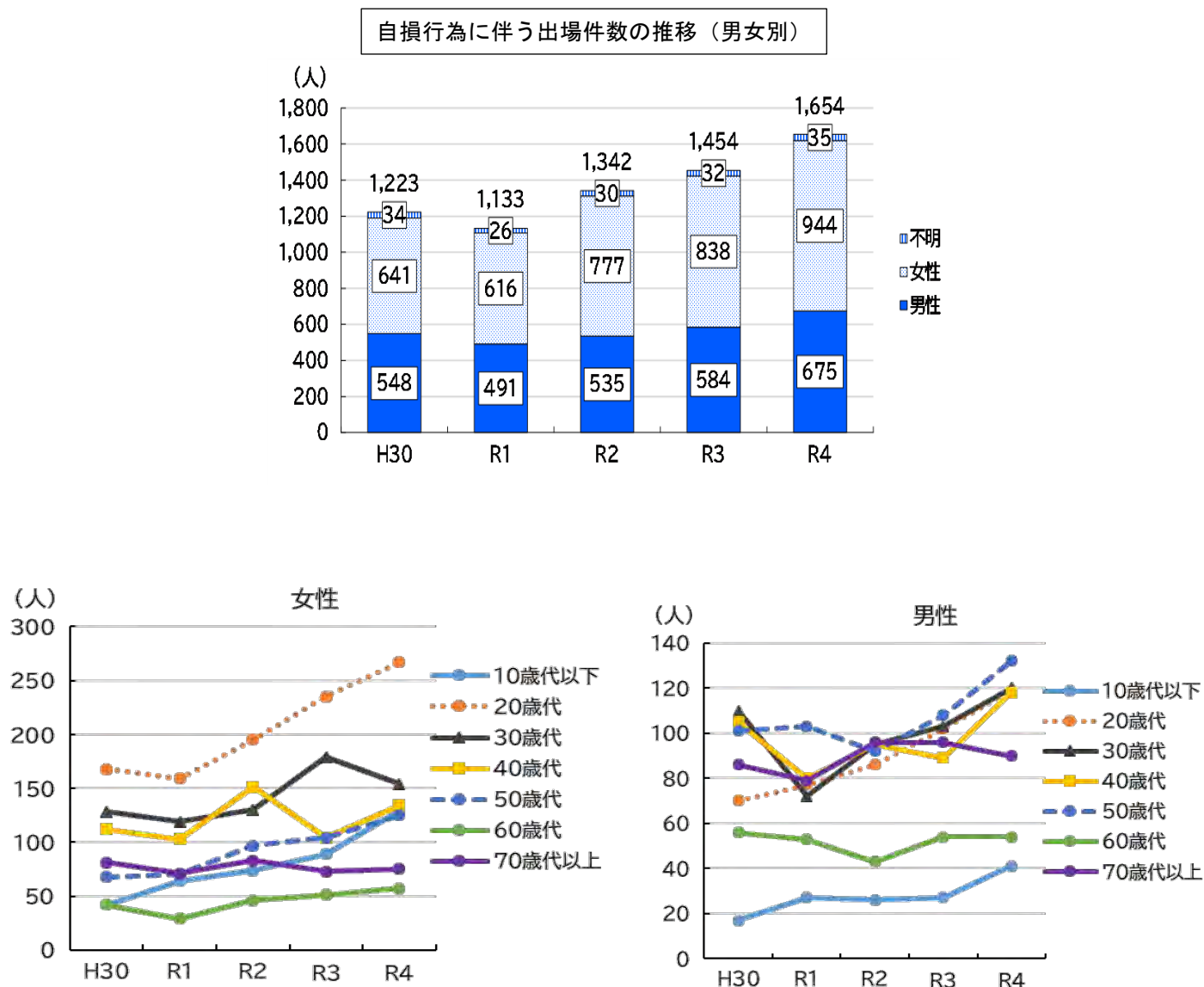


3. 消防局救急活動データ

(1) 自損行為に伴う出場件数の推移

自損行為に伴う消防局の出場件数は、令和元年以降、増傾向にあり、令和4年には1,654件となっています。毎年女性に対する出場件数の方が多くなっており、令和4年の女性の件数は令和元年と比べて328件増加し944件となっています。

また、男女とも過去5年間で20歳代が顕著に増加しています。



第3章 横浜市の自殺対策における基本認識と取組の方向性

【原案：73～119】

本市の自殺の現状や課題を踏まえ、次の項目を本市の自殺対策の基本認識とします。

1. 基本認識

- ア 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- イ 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ウ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- エ 年間自殺者数はピーク時と比較すると減少しているが、非常事態は続いている

2. 施策を通じて期待される変化

5つの基本施策と3つの重点施策

基本施策1	自殺対策に関する情報提供・理解促進 困った時には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となること、また自殺が身近な問題であり、様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進（取組数:35）
基本施策2	生きることの包括的支援の推進 不安や悩みに対する専門的な相談対応が可能な支援機関等へ適切につなげ、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種専門相談窓口の情報提供の推進（取組数:101）
基本施策3	地域におけるネットワークの強化 各種会議等を活用し、多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力体制を構築し、地域全体の取組として推進（取組数:98）
基本施策4	自殺対策を支える人材育成 知識の普及、人材育成を通じて、ゲートキーパーの養成を拡大・充実させていくとともに、必要な支援を提供できる関係機関につなげられる人材を増やす（取組数:25）
基本施策5	遺された人等への支援 自死(自殺)への偏見による遺族の孤立を防ぐ取組や、遺族が必要とする情報提供のほか、遺族同士が思いを分かち合う場の提供等の支援の充実（取組数:15）
重点施策1	こども・若者の自殺対策の強化 若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域におけるこどものSOSや悩みを受け止める取組の推進（取組数:42）
重点施策2	女性に対する支援の強化 ライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関の連携による支援体制の充実（取組数:32）
重点施策3	自殺未遂者への支援の強化 医療機関と連携し救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援とともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策の検討（取組数:18）

※各施策の取組数は再掲を含む

分野別目標

普及啓発	◆市民から専門職まで幅広く、自殺対策に関する正しい知識を身につけている ◆自殺に関連する社会課題や予防の知識等の正しい認識が広がっている ◆自殺対策に関わる統計や調査が進められ、広く提供・周知されている ◆SOSの出し方やその重要性を身につけている	主な指標 ✓ 地域自殺対策推進センターによる関係機関への技術援助件数 ✓ 精神保健福祉研修受講者数 等
環境整備	◆各課題に対応した相談窓口が設置されており、市民に情報が周知されている ◆学校・家庭・職場・地域等の身近に居場所がある ◆多様な相談先(SNS等を含む)へ、アクセスしやすい環境が整備されている	主な指標 ✓ インターネット上での相談窓口クリック数 ✓ 悩み別相談先検索サイトの新規検討・構築 等
連携拡大	◆支援者が他支援機関や自殺に関する情報を把握・共有し、連携を取ることができている ◆それぞれの支援者が、他機関からの要請に対し、専門的な立場から相談支援に対応している	主な指標 ✓ よこはま自殺対策ネットワーク協議会開催回数 ✓ 横浜市市内自殺対策連絡会議開催回数 等
技術向上	◆SOSの声や当事者の心情に寄り添った適切な対処方法を身につけている人が増えている ◆専門職・支援者が、自殺未遂者をはじめ個々人の課題に応じた適切な支援・ケアのスキルを身につけている ◆誰もがゲートキーパーの役割を担い得ることを自覚している	主な指標 ✓ ゲートキーパーポータルサイトの新規検討・構築 ✓ ゲートキーパー養成研修の実施回数 等
健康増進	◆暮らしの安全が守られ、心身の健康が保持増進されている ◆日常から心身の健康・メンタルヘルスの維持・向上に取り組む市民が増える	主な指標 ✓ こころの健康に関する啓発動画再生数(累計) ✓ 心のサポーター養成者数 等

本計画が目指す目標

《中間目標》	当事者(自死遺族等含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができている	指標 ✓ 悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合が減少 5.5%(R4)→5.5%以下(R9) ✓ 身近な人の死を経験し「①人に話せず、思いを分かち合えなかった」「②必要な情報が届かなかった」の回答割合の低下 ①36.6%(R4)→36.6%以下(R9) ②46.6%(R4)→46.6%以下(R9) ✓ 孤独感の減弱(UCLA孤独感尺度) 8.5%(R4)→8.5%以下(R9)
《最終目標》	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現	指標 ✓ 自殺死亡率の減少 10.8 以下 (令和8年までに) ✓ 自殺したいと思ったことがある人の減少 24.7% 以下 (令和9年度) ✓ 自殺未遂の経験がある人の減少 28.2% 以下 (令和9年度)
必要な支援につながっている人の増加	自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている	指標 ✓ 「自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である」などの正しい認識の浸透 53.8%(R4)→53.8%以上(R9) ✓ ネットワーク協議会や市内連絡会議において、自殺の状況が共有され、連携した取組が推進されている 定性評価
自殺に関する正しい意識を持つ人の増加	多くの人が支援者となり、活躍している	指標 ✓ ゲートキーパー養成が進んでいる 19,109人(R5.12時点) →36,000人(累計) ✓ ゲートキーパーの役割を發揮している人が増えている 役割發揮事例の蓄積・見える化
支援をしている人・団体の増加		

CITY OF YOKOHAMA

第5期 横浜市ホームレスの自立の支援等 に関する実施計画について

健康福祉局 生活支援課 援護対策担当

令和6年3月

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

→ホームレス支援の基本的な国・地方公共団体の責務を規定

○「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」

→実態調査をふまえ、国が基本方針を策定し、

地方公共団体は国の基本方針に即して、実施計画を策定する



本市におけるホームレス自立支援施策の更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を明示

計画期間：令和6年度から10年度まで

横浜市の現状と課題

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

①ホームレス数の推移（全国、横浜市含む各自治体）

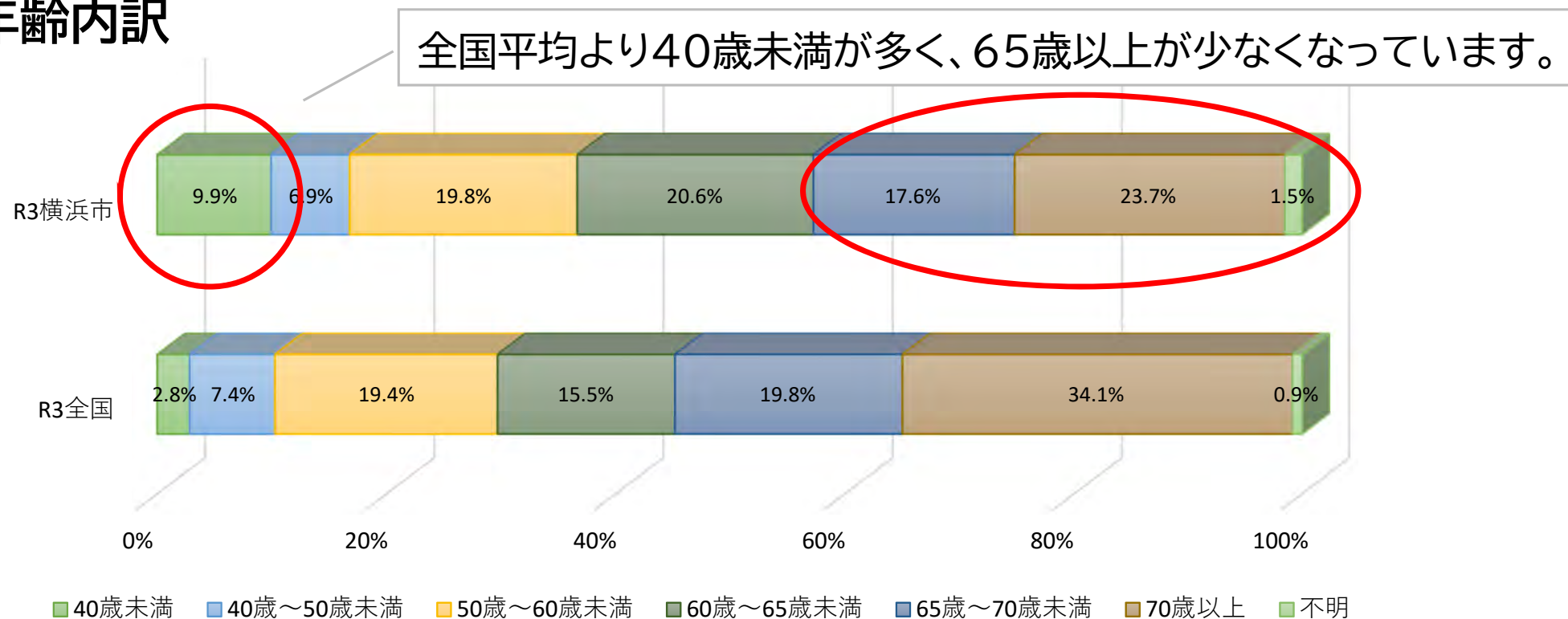
ホームレス数は減少傾向にあります。

	平成15年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国合計	25,296 人	4,555 人	3,992 人	3,824 人	3,448 人	3,065 人
東京都23区・指定都市合計	18,165 人	3,530 人	3,120 人	3,000 人	2,737 人	2,416 人
横浜市	470 人	458 人	381 人	378 人	285 人	247 人
東京都23区	5,927 人	1,033 人	818 人	800 人	703 人	604 人
大阪市	6,603 人	1,002 人	982 人	943 人	923 人	841 人
川崎市	829 人	285 人	214 人	182 人	161 人	132 人
その他政令市	4,336 人	752 人	725 人	697 人	665 人	592 人
その他	7,131 人	1,025 人	872 人	824 人	711 人	649 人

横浜市の現状と課題

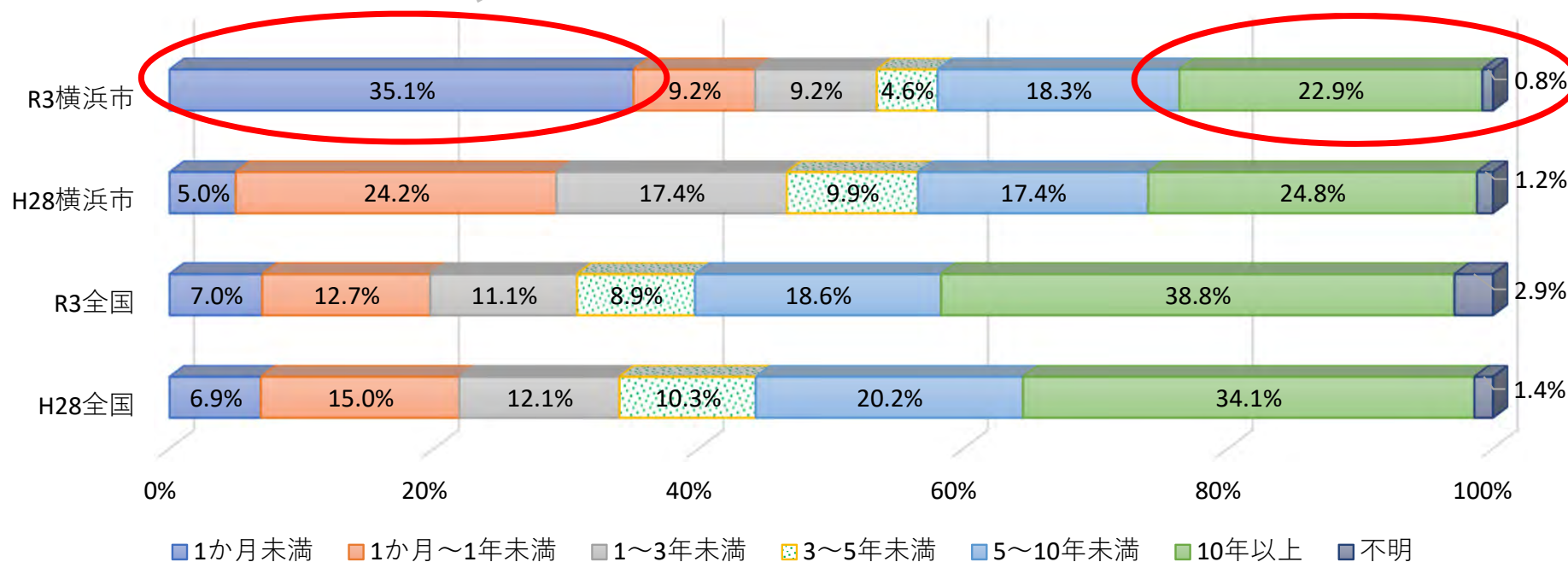
明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

②年齢内訳

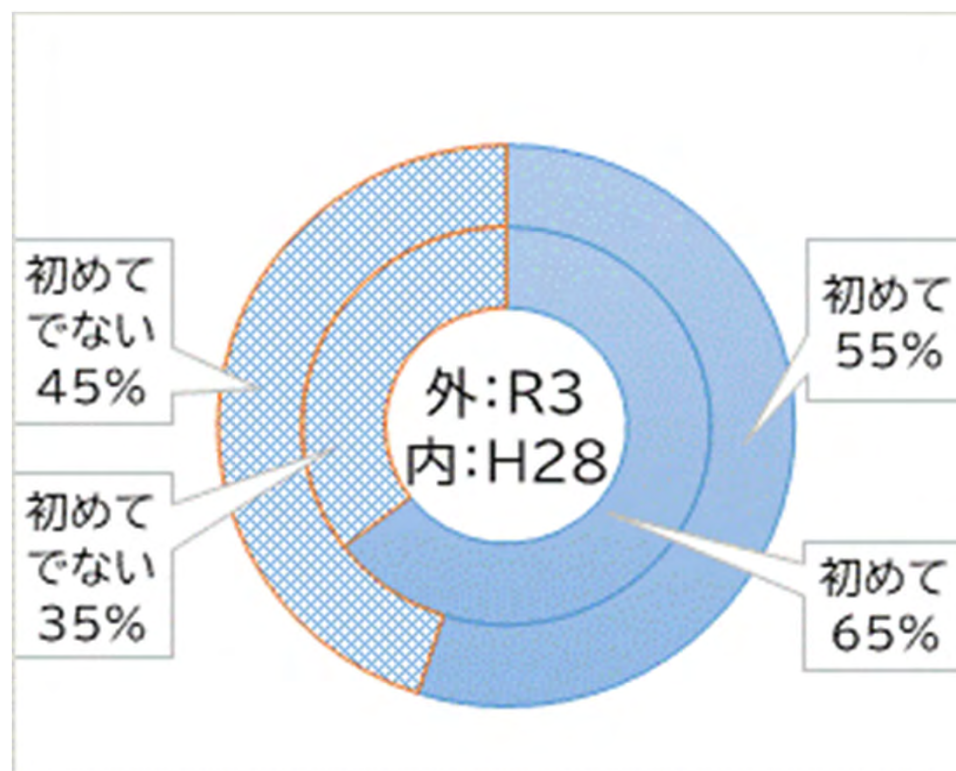


③今回の路上生活期間

全国に比べ、1か月未満が多く、10年以上が少なくなっています。

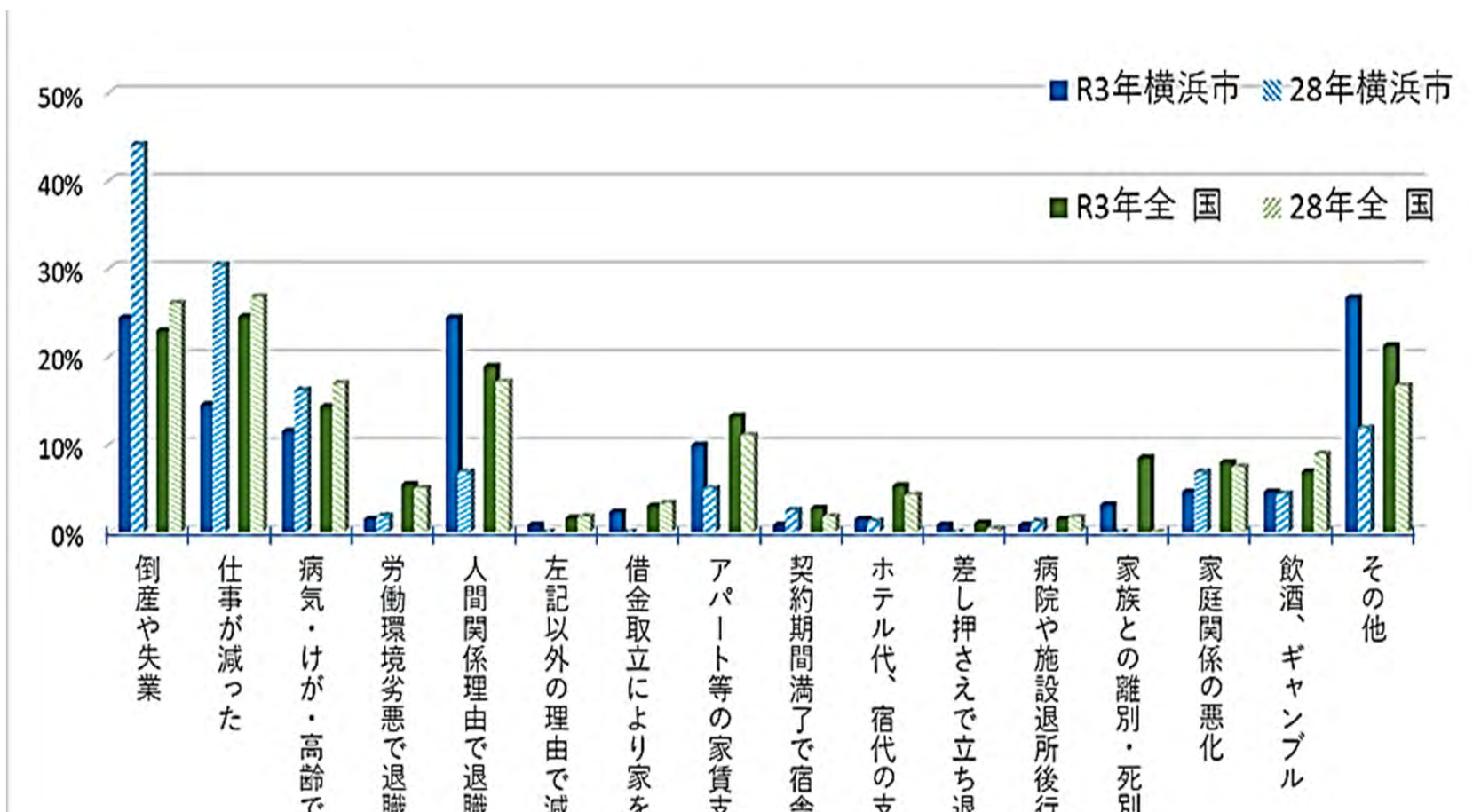


④路上生活の経験



- ・路上生活が2回目以上の人の割合が45%で、平成28年度調査と比較して10ポイント増加

⑤路上生活になった理由



① 高齢化と長期化

65歳以上41.3%、10年以上22.9%

② 新たな路上生活者(若年層)の増加

路上生活期間 1 年未満35.1%

③ 再路上化の増加

「初めてではない」 45%

④ 相談窓口の周知

路上生活に至る多様なきっかけ

1	個別支援(ホームレス状態にある人)
2	未然防止(ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人)
3	再路上(野宿)化の防止(ホームレス状態から脱却した人)
4	民間団体等との連携

各課題に対する取り組み方針

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

1	ホームレスの就業の機会の確保
2	安定した居住場所確保の支援
3	保健・医療の確保に向けた支援
4	個々の状況に応じたきめ細かな支援
5	再び路上生活となることを防止する支援
6	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援
7	人権擁護
8	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり
9	市民や民間団体との連携

① 高齢化と長期化、課題の多様化への対応（取組方針4）

- ➡ 社会生活の自立に向けて、これまで生活してきた状況やご意向等を踏まえ、きめ細やかに支援します。

② 主に若年層を対象としたホームレス化の防止（取組方針6）

- ➡ 市ウェブサイトやSNS等を活用し、相談窓口や支援内容について発信、情報提供することで早期相談につなげます。

③ 再路上化の防止（取組方針5）

- ➡ 本人が確保した居宅を一定期間訪問するなど、丁寧な相談・支援により、再び路上生活となることを防止します。

第5期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（原案）【概要版】

計画の法的根拠と位置づけ

【原案：はじめに】

横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき国が策定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に即して、令和6年度から10年度までの5か年間、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を、計画的かつ効果的に実施するとともに、ホームレス自立支援施策の更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を明示するために策定するものです。

第1 ホームレスに関する現状

【原案：P 1～47】

1 ホームレスの実態に関する全国調査

全国のホームレス数は、統計を開始した平成15年より大幅に減少しており、令和5年1月の概数調査では、本市では247人（全国：3,065人）のホームレスが確認されました。

[ホームレス数の推移]

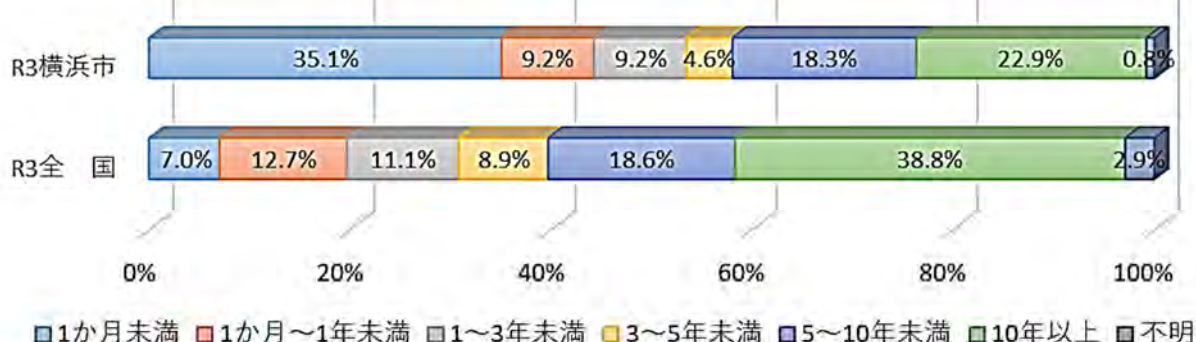
	平成15年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全 国	25,296人	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人
横浜市	470人	458人	381人	378人	285人	247人

令和3年11月の生活実態調査（5年ごとに実施）では、平均年齢は59.9歳（全国：63.6歳）、10年以上路上生活をしている人の割合は22.9%（全国：38.8%）でした。本市は全国値と比較すると、路上生活期間が短い人の割合が多く、特に1か月未満の人が全体の約1/3を占め、新たにホームレスとなっている層が多い状況です。

[年齢内訳]

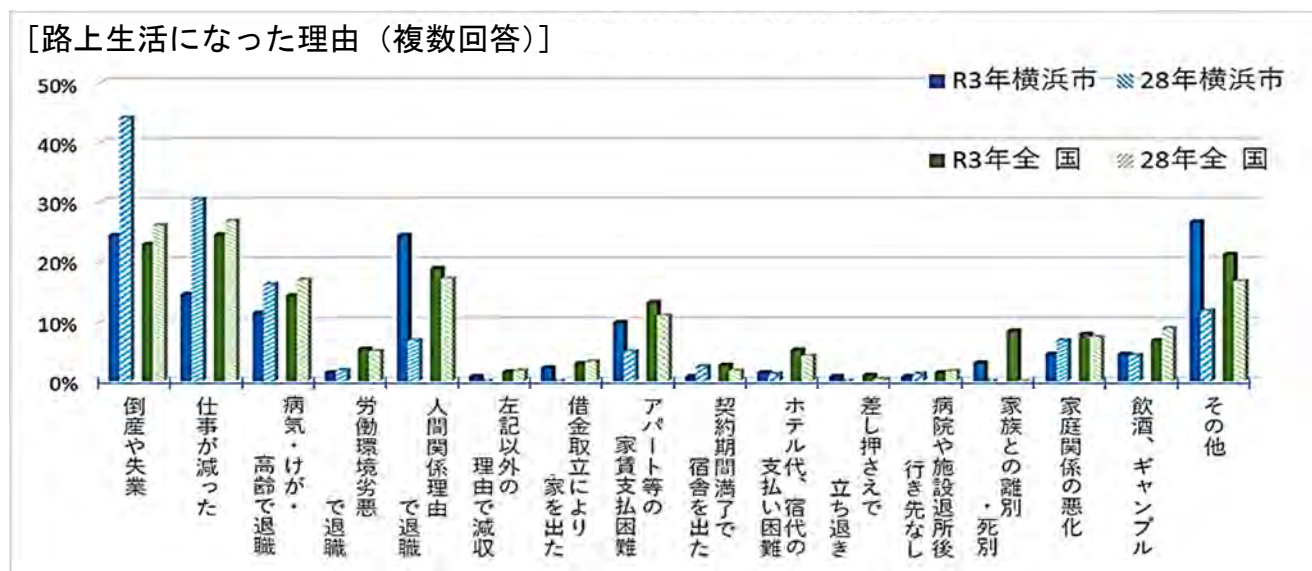


[今回の路上生活の期間]



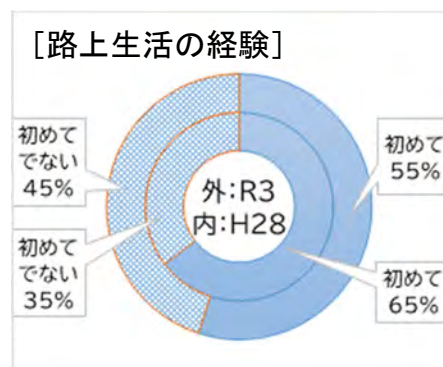
路上生活になった理由については、就労収入の減少・喪失が高い割合を占めています。

また、前回調査時に比べ、人間関係による退職を理由として挙げる人の割合が増加しています。ほかには、家賃が払えなくなったことや、家庭・家族環境の変化といった理由の割合が増えています。このほかにも様々な理由が挙げられており、ホームレスとなる理由は、個別多様化・複合化し、複雑化している状況です。



路上生活経験について、初めての人と初めてではない人の割合をみると、路上生活が2回目以上の人割合が45%で、5年前に比べて10ポイント増加しました。

一度路上生活を脱した後も、再び住居を喪失するリスクがある状況です。



2 ホームレス自立支援施策の現状

これまで本市では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨を踏まえ「ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）」等を実施してきました。

平成27年の生活困窮者自立支援法の施行により、広く住居に不安を抱えた生活困窮者層が対象となったことに伴い、従前よりホームレス支援の中核を担ってきた自立支援センターの名称を「横浜市ホームレス自立支援センターはまかぜ」より「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改め、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する施設型の自立相談支援機関として、ホームレスを含む生活困窮者支援を推進しています。

〔「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」の運営〕

- 一時生活支援事業：寝食及び衣類、日用品等の提供や健康診断等を実施しています。
- 自立相談支援事業：利用者個々に支援プランを作成し、自立に向けた就労等の支援や福祉サービスの利用調整等の相談支援を行います。
- 巡回相談：市内全域で巡回活動を実施し、現に路上などで生活しているホームレス等を対象に相談支援を行います。また、週に2回程度看護師が同行し、健康相談を実施しています。
- 退所後支援：アパート等を確保して自立支援施設を退所した者が地域での生活を安定的に継続していけるよう、定期的な訪問等を通じ相談支援を行います。

1 基本的な考え方

市内のホームレスの現状を踏まえ、国の基本方針に則しながら、第4期実施計画でも重視した4つの基本的な考え方を継承し、各課題に対する取組をさらに推進していきます。

- 1 個別支援（ホームレス状態にある人）
- 2 未然防止（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人）
- 3 再路上（野宿）化の防止（ホームレス状態から脱却した人）
- 4 民間団体等との連携

2 各課題に対する取組方針

取組方針 1	ホームレスの就業の機会の確保 ：利用者一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かな就労支援を実施します。直ちに就労が困難な方に対しては、基礎的な知識や技術の習得等の支援を行います。
取組方針 2	安定した居住場所確保の支援 ：新たな住宅セーフティネット制度の活用等により、長期継続的な住まいの確保に向けた居住支援を推進します。
取組方針 3	保健・医療の確保に向けた支援 ：保健医療職による巡回相談の実施や自立支援施設における看護職員の配置等により、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援等を実施します。
取組方針 4	個々の状況に応じたきめ細かな支援 ：失業、疾病、負債など多様化、複雑化した要因や、年齢層、女性、性的少数者等個々の状況を的確に把握し、関係機関と連携を図りつつ、一人ひとりに合わせた社会生活の自立に向けて支援します。
取組方針 5	再び路上生活となることを防止する支援 ：本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い地域生活の安定化を図る退所後支援や関係機関等との連携強化により、再び路上生活とならないように支援します。
取組方針 6	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援 ：生活困窮者自立支援制度やその他の施策等の活用により、路上生活とならないように未然防止の支援に努めます。市ウェブサイトやSNS等による情報提供を行い、早期相談につなげます。
取組方針 7	人権擁護 ：人権研修の実施、人権講演会等での啓発パネルの展示など様々な機会を捉えて人権啓発・人権擁護に取り組みます。学校においても、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。
取組方針 8	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり ：関係機関と連携し、ホームレスはもとより、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進め、公園等公共施設の適正な利用を確保します。
取組方針 9	市民や民間団体との連携 ：新たな課題にも対応できるよう、ホームレス等総合相談推進懇談会や、ホームレスに対する生活支援活動を行う民間団体等との連携を図りながら、ホームレスの自立支援を推進します。

1 庁内推進体制

ホームレス自立支援施策の円滑な推進を目的として設置した全庁的な組織「ホームレス自立支援等に関する関係区局連絡会議」において、この計画の実施に向けた事業の検討等に取り組んでいきます。

[構成]

鶴見区、西区、中区、総務局、市民局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、交通局、教育委員会事務局

2 庁外の関係機関との連携

計画を実施するにあたっては、国、神奈川県等関係機関と連携し、計画が効率的かつ効果的に進むよう、関係機関に対して各種施策の情報交換を積極的に行うとともに、地域団体、社会福祉法人、NPO法人、ホームレスボランティア団体等の施設や人材等と連携・協力しながら取組を推進します。

3 実施計画の計画期間等

計画期間は、国の基本方針を踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。



令和6年度
予算概要

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎え、さらに地域のつながりが希薄化していく中、いわゆる「8050問題」や「孤独・孤立」、「身寄りのない高齢者」など、福祉・健康分野における課題は多様化・複雑化しており、分野を超えた包括的な対応が求められています。

このような状況の中で、市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期計画 2022～2025」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、データ活用やDXの推進により、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、各種取組を推進していきます。

5つの柱と主な取組

1 地域福祉保健の推進

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを地域と共に進めるため、地域人材への支援を進めるとともに第5期横浜市地域福祉保健計画の取組を推進し、区計画の策定を支援します。さらに、多様化・複雑化する地域の課題に対応していくため、専門職の人材育成支援や福祉保健センターのあり方について検討を進めます。また、パーキングパーミット制度を導入し、インクルーシブな社会の実現を目指します。地域ケアプラザについては、利便性の向上及び職員の業務効率化を図るため、施設予約のシステム化に向けた調査・研究を行います。

2 高齢者保健福祉の推進

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるよう、よこはまポジティブエイジング計画に基づき、高齢者保健福祉施策を推進します。特別養護老人ホームの待機者対策を強化するとともに、総合的な介護人材確保対策を進めます。また、保健事業と介護予防の一体的実施による一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を行います。さらに、認知症に関する正しい知識の普及を図り、社会の理解を深めるとともに、認知症の方やご家族等を支援する取組を進めます。敬老特別乗車証については、IC化により収集した利用実績データの分析をもとに、引き続き、制度の検討を進めます。

3 障害者施策の推進

障害のある人が自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第4期障害者プランの取組を推進します。医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とご家族が身近な地域で安心して生活できるよう、市内4館目となる多機能型拠点を開所するとともに、5館目の整備に向けた検討を進めます。また、国の補装具費支給制度の対象とならない方への支援を行います。依存症対策、障害者虐待の防止や障害者差別解消法への取組、第2期自殺対策計画に基づく総合的な自殺対策など、社会情勢を踏まえた対応を一層進めます。

4 生活基盤の安定と自立の支援

様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、自分らしく安定した生活の実現に向けて、福祉・就労・家計改善支援などにより生活困窮者の自立支援を推進し、暮らしを支えるセーフティネットを確保します。ひきこもり支援については、当事者・家族支援に確実に取り組みます。また、国の低所得者支援に基づく給付金の支給に実に対応していきます。

5 健康で安心な暮らしの支援

第3期健康横浜21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの取組を進めるとともに、健康づくりに関する情報を効果的に発信するための広報・プロモーションを行います。また、墓地の需要や増加する火葬需要に対応するため、市営墓地の整備や使用者募集を実施するとともに、引き続き5か所目の市営斎場整備を着実に進めます。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	5 年度	6 年度	増△減	増減率 (%)	備 考
7 款					
健 康 福 祉 費	358,330,786	362,077,981	3,747,195	1.0	
1 項					
社 会 福 祉 費	52,709,307	52,029,561	△ 679,746	△ 1.3	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、 国民年金費、ひとり親家庭等医療費、 小児医療費、葬務費
2 項					
障 害 者 福 祉 費	135,638,661	140,073,665	4,435,004	3.3	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営 費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉 施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老 人 福 祉 費	17,662,443	13,672,541	△ 3,989,902	△ 22.6	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生 活 援 護 費	134,651,740	136,947,502	2,295,762	1.7	生活保護費、援護対策費
5 項					
健 康 福 祉 施 設 整 備 費	7,672,087	8,855,428	1,183,341	15.4	健康福祉施設整備費
6 項					
健 康 推 進 費	9,996,548	10,499,284	502,736	5.0	健康づくり費、地域保健推進費
19 款					
諸 支 出 金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4	
1 項					
特別会計繰出金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢 者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、 自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	484,823,168	491,584,046	6,760,878	1.4	

(特別会計)

国 民 健 康 保 険 事 業 費 会 計	323,020,354	307,982,954	△ 15,037,400	△ 4.7
介 護 保 険 事 業 費 会 計	328,344,470	341,376,098	13,031,628	4.0
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 会 計	91,751,276	101,735,632	9,984,356	10.9
公 害 被 害 者 救 済 事 業 費 会 計	35,151	33,483	△ 1,668	△ 4.7
新 墓 園 事 業 費 会 計	1,425,432	2,279,038	853,606	59.9
特 別 会 計 計	744,576,683	753,407,205	8,830,522	1.2

健康福祉局一般会計予算の財源

	5 年度	6 年度
特定財源	(46.5)	(46.1)
	225,448,346	226,625,050
一般財源	(53.5)	(53.9)
	259,374,822	264,958,996
合 計	(100)	(100)
	484,823,168	491,584,046

() 内は構成比

目 次

・ 令和6年度健康福祉局予算案の考え方	1
・ 令和6年度健康福祉局予算案総括表	2

I 地域福祉保健の推進 4

1 地域福祉保健計画推進事業等	3 地域ケアプラザ整備・運営事業
2 権利擁護事業	4 福祉のまちづくり推進事業等

II 高齢者保健福祉の推進 8

・ 高齢者保健福祉事業の概要	11 介護人材の確保等
5 高齢者の社会参加促進	12 認知症施策の推進
6 データを活用したフレイル対策の推進	13 介護保険事業
7 在宅の高齢者の支援	14 (地域支援事業) 包括的支援事業
8 高齢者施設や住まいの整備等の推進	15 (地域支援事業) 介護予防・日常生活
9 特別養護老人ホームを必要とされている方への支援	支援総合事業
10 低所得者の利用者負担助成事業	16 (地域支援事業) 任意事業

III 障害者施策の推進 18

・ 障害福祉主要事業の概要	24 障害者の就労支援
17 障害者の地域生活支援等	25 障害者のスポーツ・文化
18 障害者の地域支援の拠点	26 障害者差別解消・障害理解の推進
19 障害者の相談支援	27 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
20 障害者の移動支援	28 こころの健康対策
21 障害者支援施設等自立支援給付費	29 依存症対策事業
22 障害者グループホーム設置運営事業	30 精神科救急医療対策事業
23 障害者施設の整備	

IV 生活基盤の安定と自立の支援 27

31 生活保護・生活困窮者 自立支援事業等	34 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業・小児慢性特定疾病医療給付事業
32 ひきこもり相談支援事業	35 後期高齢者医療事業
33 援護対策事業	36 国民健康保険事業

V 健康で安心な暮らしの支援 31

37 市民の健康づくりの推進	39 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
38 斎場・墓地管理運営事業	

・ 外郭団体関連予算案一覧	34
・ 財源創出の取組	35

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
 ※各事業の令和6年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。
 ※【基金】と記載している事業は、社会福祉基金を充当している事業です。

I 地域福祉保健の推進

1		地域福祉保健計画推進事業等		事業内容 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。
本 年 度		6 億9,066万円		1 地域福祉保健計画推進事業〈拡充〉 1,912万円（2,060万円） 住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働し取り組み、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域福祉の実現を目指し、 <u>第5期横浜市地域福祉保健計画を推進します。</u> また、第4期区計画を推進するとともに、 <u>第5期区計画の策定（計画期間：8～12年度）を支援します。</u>
前 年 度		6 億2,635万円		
差 引		6,431万円		
本年度の財源内訳	国	226万円		2 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3 億8,298万円（3 億5,617万円） 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援として活動費を増額するとともに、引き続き、民生委員活動の周知や負担軽減の取組を行います。 <u>また、民生委員活動のデジタル化に向けた調査・検討を行います。</u>
	県	—		
	その他	71万円		
	市 費	6 億8,769万円		
3 災害時要援護者支援事業〈拡充〉 1 億1,821万円（1億5,048万円） <u>個別避難計画について、引き続き福祉専門職等と連携し、5年度の検証を生かしながら新たに対象区を拡大し、計画の作成・更新に取り組みます。</u> また、非常用電源が未配備の福祉避難所への配備を進めます。				
4 地域福祉保健推進事業〈拡充〉 1 億6,528万円（9,384万円） 地域の支え合いの取組を支援し、多様なサービスが地域社会の中で効果的・総合的に提供されるよう、区福祉保健センターの円滑な事務執行を支えます。 <u>また、相談支援機能の強化やDX等を活用した業務の効率化など、区福祉保健センターのあり方について検討します。</u>				
5 ごみ問題を抱えている人への支援事業 507万円（526万円） いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、専門家の助言を得ながら、福祉的支援を重視した対策を実施します。 また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。				

2		権 利 擁 護 事 業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第5期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。
本 年 度		6 億9,085万円		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 2 億8,787万円（2 億8,200万円） 生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を補助します。
前 年 度		6 億2,499万円		
差 引		6,586万円		
本年度の財源内訳	国	2 億7,201万円		
	県	7,226万円		
	その他	4,635万円		
	市 費	3 億23万円		
				2 中核機関運営事業等 6,765万円（6,436万円） 地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と連携し、市協議会を運営します。 市協議会は、弁護士をはじめとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民にさらに広く認知されるよう区域を超えた市域の課題を検討します。 市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。 また、担い手の育成として市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援や法人後見団体の情報共有等の場として、よこはま法人後見連絡会を開催します。
3 市民後見人養成・活動支援事業 4,969万円（4,772万円） 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めるとともに、第7期市民後見人養成課程を実施します。				
4 成年後見制度利用促進事業 1,013万円（971万円） (1) 成年後見サポートネット 地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。 併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。 (2) 親族調査事務委託 権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申し立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。				
5 成年後見制度利用支援事業 2 億7,551万円（2 億2,120万円） 成年後見制度利用のための区長申し立てにおける申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。				

3		地域ケアプラザ整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。 1 整備事業1億6,592万円（2億2,110万円） 地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り1か所の整備を進めます。 (整備計画数：146か所 6年度の港南区 上永谷駅前で整備完了) <table><tr><td>所在区</td><td>名称</td><td>主な事業内容</td><td>しゅん工予定</td><td>開所予定</td></tr><tr><td>港南区</td><td>上永谷駅前</td><td>工事</td><td>6年5月</td><td>6年7月</td></tr></table>					所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定	港南区	上永谷駅前	工事	6年5月	6年7月
所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定														
港南区	上永谷駅前	工事	6年5月	6年7月														
本年度		35億6,650万円																
前年度		35億4,444万円																
差引		2,206万円																
本年度の財源内訳	国	—		2 運営事業〈拡充〉 34億58万円（33億2,334万円） (1) 地域ケアプラザの運営（146か所） 地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。 ア 地域活動交流事業 イ 生活支援体制整備事業 ウ 地域包括支援センター運営事業 エ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業 オ 一般介護予防事業 カ 居宅介護支援事業 キ 通所系サービス事業（一部施設のみ実施）														
	県	—																
	その他	2,509万円																
	市費	35億4,141万円																

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。（16ページ：14番参照）

(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等

効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

ア 施設運営指導

イ 指定管理者選定

ウ 相談・地域支援スペースの狭あい対策〈新規〉

エ 施設予約のシステム化に向けた調査・研究〈新規〉

(3) 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修

(4) 地域ケアプラザ借地料等

(5) 福祉避難所応急備蓄物資の整備（新規整備分のみ）

4	福祉のまちづくり 推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。	
本年度		10億6,961万円	1 福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉 3,706万円（1,032万円） <u>車いす使用者用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット制度を導入します。</u> また社会情勢の変化を踏まえた施策の検討を行います。 （1）「福祉のまちづくり推進会議」の開催 （2）福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 （3）推進指針の広報・啓発等 （4）福祉のまちづくり普及啓発 （5）条例対象施設についての事前協議・相談等 <u>（6）バリアフリー設備適正利用推進〈新規〉【基金】</u>	
前年度		5億6,515万円		
差引		5億446万円		
本年度の財源内訳	国	—	2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,106万円（1,821万円） 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（20台）	
	県	—		
	その他	1,602万円		
	市費	10億5,359万円		
3 福祉有償運送事業 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。			445万円（415万円）	
4 再犯防止推進計画推進事業 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。			79万円（129万円）	
5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 社会福祉職・保健師の専門性を向上させることを目的に、人材育成ビジョンに基づき、研修プログラムを充実させ、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を行います。 また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動などを行い、優秀な人材の確保をさらに進めます。			1,336万円（1,345万円）	
6 福祉保健システム運用事業〈拡充〉 システム安定稼働や円滑な各事業進捗のための保守管理及び7年度の税システム等の標準化移行にあわせたデータ連携等を行います。			10億289万円（5億1,773万円）	

Ⅱ 高齢者保健福祉の推進

高齢者保健福祉事業の概要

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』を深化・推進します。

6年度からスタートする、よこはまポジティブエイジング計画（第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）では、ポジティブエイジングを基本目標に掲げ、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

介護保険事業費会計	介護保険給付（15ページ：13番） 3,139億7,375万円	
	在宅（居宅）サービス 1,568億7,256万円	地域密着型サービス 496億5,197万円
	予防給付 ＜要支援者対象＞（再掲） 72億9,504万円	
	施設サービス（介護保険3施設） 920億1,205万円	その他（高額介護サービス費等） 154億3,717万円
	地域支援事業（16～17ページ） 170億1,869万円	
	介護予防・日常生活支援総合事業 98億4,137万円 （17ページ：15番） ・地域づくり型介護予防事業 ・訪問支援事業 ・介護予防・生活支援サービス事業等（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等） ・高齢者社会参加ポイント事業	包括的支援事業 59億6,525万円 （16ページ：14番） ・地域包括支援センター運営費 ・生活支援体制整備事業 ・地域包括ケア推進事業 ・ケアマネジメント推進事業等 ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） ・認知症初期集中支援推進事業等 ・在宅医療・介護連携推進事業（医療局予算：4億2,856万円）

任意事業 12億1,207万円 （17ページ：16番）

- ・介護給付費適正化事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・高齢者配食・見守り事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・地域で支える介護者支援事業
- ・介護相談員派遣事業

保健福祉事業（10、12ページ） 8億2,280万円

- ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
- ・ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業

その他事務費 99億8,942万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

一般会計／介護特会（再掲）等	高齢者の社会参加・フレイル対策 137億3,996万円 （9～10ページ：5番・6番） 【介護特会（一部再掲）】 ・高齢者就労活動支援事業 ・高齢者社会参加ポイント事業 ・よこはまシニアボランティアポイント事業 【一般会計】 ・敬老特別乗車証交付事業 ・老人クラブ助成事業等 ・全国健康福祉祭参加事業 【後期特会】 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	在宅の高齢者の支援 17億5,021万円 （10ページ：7番） 【介護特会（再掲）】 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ・高齢者配食・見守り事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業 【一般会計】 ・身寄りのない高齢者等への支援検討事業 ・中途障害者支援事業	高齢者施設や住まいの整備等の推進等 80億356万円 （11～12ページ：8番・9番） 【一般会計】 ・特別養護老人ホーム整備等事業 ・特別養護老人ホーム等改修事業 ・地域密着型サービス事業所整備等事業 ・開設準備経費補助事業 ・高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業等 ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 ・新たな待機者対策（一部【介護特会（再掲）】）
	低所得者の利用者負担助成事業 2億5,364万円 （12ページ：10番） 【一般会計】 ・社会福祉法人による利用者負担軽減 【介護特会（再掲）】 ・介護サービス自己負担助成費	介護人材の確保等 4億1,871万円 （13ページ：11番） 【一般会計】 ・新たな介護人材の確保 ・介護人材の定着支援 ・専門性の向上 ・介護現場の業務改善（生産性向上）	認知症施策の推進 3億3,801万円 （14ページ：12番） 【一般会計】 ・認知症支援事業 【介護特会（再掲）】 ・認知症初期集中支援推進事業 ・認知症地域支援推進事業 ・地域で支える介護者支援事業

5		高 齢 者 の 社 会 参 加 促 進		事業内容 高齢者がこれまで培った知識・経験を活かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。 また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。
本 年 度		136億4,812万円		1 高齢者就労的活動支援事業〈拡充〉 2,050万円（1,000万円） 高齢者個人のニーズに基づいて、地域活動団体や企業等におけるボランティア活動を切り出し、マッチングを行うことで、役割がある形で高齢者の社会参加を促進します。
前 年 度		132億8,647万円		
差 引		3 億6,165万円		
本年度の財源内訳	国	1 億9,083万円		2 高齢者社会参加ポイント事業〈拡充〉 3,000万円（1,000万円） 通いの場等への参加促進を図るため、5年度に行った実証実験やあり方検討を踏まえ、スマートフォンアプリ等を通じて、通いの場等の参加者に対し、ポイントを付与する仕組みの構築を進めます。
	県	1,776万円		
	その他	20億7,196万円		
	市 費	113億6,757万円		
3 よこはまシニアボランティアポイント事業 8,051万円（8,303万円） 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。 登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。				
4 敬老特別乗車証交付事業 130億3,012万円（127億1,128万円） 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 また、 <u>高齢者外出支援等の観点で、敬老特別乗車証の1年間の利用実績データの分析をもとに、引き続き、制度の検討を進めます。</u>				
5 老人クラブ助成事業等 4 億5,154万円（4 億3,467万円） 地域における高齢者相互の支え合いや社会参加を促進するため、事業費の助成を行います。また、老人クラブへの加入促進に向けた市老人クラブ連合会等の取組を、引き続き支援します。				
6 全国健康福祉祭参加事業 3,545万円（3,749万円） ねんりんピック鳥取大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。				

6	データを活用したフレイル対策の推進 (後期高齢者医療事業費会計)		事業内容 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 〈新規〉 9,184万円(0万円) 健診、医療、介護データ等を活用し、地域の健康課題を踏まえ、生活習慣病等の重症化予防と生活機能維持の両面から、高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を先行的に3区で実施します。
本 年 度		9,184万円	
前 年 度		—	
差 引		9,184万円	
本年度の財源内訳	国	—	(1) ハイリスクアプローチ事業〈新規〉 フレイル状態等にある高齢者に対して案内を発送し、対象者の状態に応じて、医療専門職が訪問等による個別支援を行います。
	県	—	支援終了後も対象者の希望等に応じて、地域の通いの場や活動につなぎ、セルフケアの継続を図ります。
	その他	9,184万円	(2) ポピュレーションアプローチ※事業〈新規〉 地域の通いの場等で健康課題に基づいた普及啓発や健康教育等を行うほか、リスクが高い高齢者の把握を行います。
	市 費	—	また、民間事業所等と協力した保健指導等の集団教室やリハビリテーション専門職による支援を実施します。 ※ 集団を対象として働きかけを行う支援のこと

7	在宅の高齢者の支援		事業内容 1 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 4億9,485万円(4億8,750万円) 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。
本 年 度		17億5,021万円	2 身寄りのない高齢者等への支援検討事業〈新規〉 100万円(0万円) 身寄りがない等の事情により、支援が必要な高齢者等の生活上の課題やいわゆる終活等を支援する仕組みについて調査、検討を進めます。
前 年 度		16億283万円	3 中途障害者支援事業〈拡充〉 4億5,278万円(4億3,320万円) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」へ運営費の補助を行うほか、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。また、補助金の基準額や算定方法について、見直しを行います。
差 引		1億4,738万円	4 高齢者配食・見守り事業 5,177万円(5,440万円) ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。
本年度の財源内訳	国	3億5,138万円	5 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業等 7億4,981万円(6億2,773万円) ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。
	県	1億5,061万円	
	第1号保険料	6億5,186万円	
	その他	783万円	
市 費		5億8,853万円	

8		高齢者施設や住まいの整備等の推進		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備等事業〈拡充〉 40億5,195万円（35億2,171万円） （1）特別養護老人ホーム建設費補助等 介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの整備に対する補助を行います。 特別養護老人ホーム建設費補助 11か所				
本年度		71億8,755万円						
前年度		62億6,829万円						
差引		9億1,926万円						
本年度の財源内訳	国	1億3,465万円		広域	施設名（仮称）	建設地	建設運営法人	定員（ショート）
	県	35億3,772万円			常盤台みずほ	青葉区元石川町	旭会	200（18）人
	その他	9,846万円			若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130（10）人
	市費	34億1,672万円			横浜旭いこいの里	旭区西川島町	きらめき会	200（20）人
				施設名（仮称）	建設地	建設運営法人	定員（ショート）	
				すないの家都筑	都筑区東山田町	かなえ福祉会	96（0）人	
				リーエンデ白山	緑区白山	清光会	108（12）人	
				憩音（いこいね）	旭区善部町	憩	144（0）人	
				長津田	緑区長津田町	高生会	120（0）人	
				太陽の家左近山小高	旭区小高町	ユーアイ二十一	96（0）人	
				いずみ三清荘	泉区和泉町	経山会	216（0）人	
				神奈川区新子安	神奈川区新子安	若竹大寿会	168（11）人	
				ハピネス都筑サテライト	都筑区池辺町	ファミリー	29（10）人	
				合計		1,507（81）人		

（2）介護医療院整備費補助事業〈新規〉	
既存施設からの転換を含めた、介護医療院の整備費に対する補助を行います。	
介護医療院整備費補助（転換分）	70人分

2 特別養護老人ホーム等改修事業		8億1,553万円（5億5,875万円）	
既存施設に対し、居住環境改善のための改修費等の補助を行います。			
（1）プライバシー保護のための改修費補助		5か所	
（2）看取り環境整備費補助		19か所	
（3）新規整備を条件に行う大規模修繕等補助		4か所	

3 地域密着型サービス事業所整備等事業		5億3,583万円（3億9,577万円）	
小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所の整備に対する補助を行うとともに、民有地マッチング事業等により、未整備圏域の解消を図ります。また、既存事業所の防災改修工事等に係る補助を行います。			
地域密着型サービス事業所整備費補助		14か所	

4 開設準備経費補助事業		16億7,434万円（16億1,283万円）	
円滑な開設に向けて、開所や転換を行う介護施設等に対して、開設準備時に必要な経費を助成します。			
（1）特別養護老人ホーム等開設準備経費補助		15か所	
（2）地域密着型サービス事業所開設準備経費補助		17か所	

5 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業等		1億990万円（1億7,923万円）	
高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備等の整備に要する費用について補助を行います。			

9	特別養護老人ホームを必要とされている方への支援		事業内容 1 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 6,257万円（6,369万円） 高齢者の施設・住まいに関する情報を集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」の運営費の補助を行います。 <u>相談は平日のほか、土日にも実施し、オンライン相談にも対応します。</u> また、区役所や地域ケアプラザにおいて出張相談を実施します。
本年度		8億1,601万円	2 新たな待機者対策〈新規〉 7億5,344万円（3億8,955万円） 特別養護老人ホームの待機者対策として、以下の取組を進めます。 (1)ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成〈新規〉 <u>経済的な理由でユニット型施設への入所が難しい方を対象に、居住費の一部を助成します。</u> (2)医療的ケアが必要な方への対応〈新規〉 <u>従来の医療対応促進助成に加えて、夜間に看護師を配置して医療的ケアが必要な方を受け入れた施設へ人件費の一部を助成します。</u> (3)認知症の行動・心理症状のある方への対応〈新規〉 <u>介護職員の手厚い配置や精神科医等との連携により、認知症の行動・心理症状のある方を受け入れた施設へ人件費の一部等を助成します。</u>
前年度		4億5,324万円	
差引		3億6,277万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2億9,842万円	
	市費	5億1,759万円	

10	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービスの利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。	
本年度		2億5,364万円	1 社会福祉法人による利用者負担軽減 4,314万円 （3,568万円） 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料等の負担が困難な方に対し、利用料等を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 1,080人	
前年度		1億7,567万円	2 介護サービス自己負担助成費 2億1,050万円 （1億3,999万円） 収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービス及び高齢者グループホームの利用料等や特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。	
差引		7,797万円	助成の種類及び助成対象者数（見込） (1) 在宅サービス助成 743人 (2) グループホーム助成 258人 (3) 施設居住費助成 34人	
本年度の財源内訳	国	3,166万円		
	県	4,076万円		
	第1号保険料	1,896万円		
	市費	1億6,226万円		

11	介護人材の確保等		事業内容 1 新たな介護人材の確保〈拡充〉 2 億6,749万円（2 億6,633万円） 新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大や、将来の介護人材への支援を進めます。 <u>（1）資格取得・就労支援事業（初任者研修）〈拡充〉</u> 市内介護事業所での就労を目指す市民を対象に実施する、 <u>介護職員初任者研修の研修回数を拡充します。</u> <u>（2）介護に関する入門的研修事業〈拡充〉</u> 基本的な介護の知識を身につけることができる <u>オンライン研修の対象者数を拡充します。</u> <u>（3）小中学校介護職員出前授業実施事業〈拡充〉</u> 介護職員が介護現場で働くことの魅力等を小中学生に伝える出前事業の <u>実施校を拡充します。</u> <u>（4）住居借上支援事業補助金〈拡充〉</u> 住居借上げ経費の補助要件を緩和し、 <u>新規補助人数を拡充します。</u> <u>（5）介護職イメージアップ啓発事業〈拡充〉</u> 介護の魅力向上に繋がる動画を新たに作成する等、 <u>取組内容を拡充します。</u> <u>（6）介護職経験者復職支援事業【基金】〈新規〉</u> 介護職への復職を検討している介護職経験者を対象に、 <u>復職前研修等により復職を支援します。</u> <u>（7）訪問介護・訪問看護事業者支援事業〈拡充〉</u> 訪問介護事業者及び訪問看護事業者の <u>人材確保・離職防止に向けた研修等を実施します。</u> <u>（8）外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業等</u>
本年度		4 億1,871万円	
前年度		4 億1,373万円	
差 引		498万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	1 億4,541万円	
	その他	2,873万円	
	市 費	2 億4,457万円	
			2 介護人材の定着支援〈拡充〉 1 億1,282万円（1 億2,350万円） 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりに向けた取組を支援します。 <u>（1）介護事業者向けハラスメント対策事業【基金】〈新規〉</u> 介護職員等が受けるハラスメント等を相談できる窓口の設置や弁護士による無料相談を実施します。また、トラブルに対する対応方法を習得できる研修を実施します。 <u>（2）訪日後日本語等研修事業〈拡充〉</u> 外国人介護職員を対象に実施する日本語等研修の <u>実施内容や回数を拡充します。</u> <u>（3）外国人介護人材交流会実施事業〈新規〉</u> 外国人介護職員を対象に定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 <u>（4）外国人介護人材受入施設担当者研修事業等</u>
			3 専門性の向上 590万円（590万円） 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。 <u>（1）認知症ケア技法に係るセミナーの実施</u> <u>（2）地域包括ケア実現を担う人材育成事業等</u>
			4 介護現場の業務改善（生産性向上）〈拡充〉 3,250万円（1,800万円） 介護ロボットの導入により介護職員の負担を軽減するなど、業務改善を支援します。 <u>（1）介護事業所業務改善支援事業【基金】〈新規〉</u> 個別の施設が抱える課題に対し、業務改善に向けた伴走支援を実施します。 <u>（2）介護ロボット等導入支援事業補助金〈拡充〉</u> 中高齢者又は外国人の雇用を条件に、介護ロボット等の導入費用を一部補助します。また、補助対象機器及び補助対象施設数を拡充します。

12		認知症施策の推進		事業内容 認知症施策推進計画に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の取組を進めます。 1 認知症支援事業〈拡充〉 1 億5,021万円（1 億4,080万円） (1) 認知症サポーターキャラバン事業 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族の応援者となる認知症サポーター及びその講師役となるキャラバン・メイトを養成します。 <u>(2) 認知症早期発見事業〈拡充〉</u> 認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の鑑別診断と治療につなげ、認知症の重症化予防を図るため、もの忘れ検診の取組を推進します。また、<u>認知症の早期診断・早期対応に関する市民や関係機関への広報・啓発を強化します。</u> <u>(3) 認知症疾患医療センター事業〈拡充〉</u> 地域の認知症専門医療提供体制の拠点としての役割を担う認知症疾患医療センターを設置し、認知症の診断・治療に加え、地域における認知症医療と介護の連携を推進します。また、<u>新しい認知症の治療薬（レカネマブ）の利用に関する市民からの相談体制を強化します。</u> (4) 若年性認知症支援事業 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族等からの相談及び支援者のネットワーク構築や就労継続支援、社会参加等を推進します。
本年度		3 億3,801万円		
前年度		3 億1,962万円		
差 引		1,839万円		
本年度の財源内訳	国	1 億3,118万円		
	県	4,051万円		
	その他	4,324万円		
	市 費	1 億2,308万円		
2 認知症初期集中支援推進事業 1 億3,572万円（1 億3,572万円） 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を推進します。				
3 認知症地域支援推進事業〈拡充〉 3,093万円（2,460万円） (1) 認知症の通いの場支援事業 認知症の人や家族が地域の住民や専門職等と相互に情報を共有し、理解し合うことができるよう、認知症カフェの取組を推進します。また、認知症カフェ同士の横の情報共有や連携が行える体制づくりを支援します。 (2) チームオレンジ、スローショッピング 〈拡充〉 <u>チームオレンジをモデル実施するエリアを増やすとともに、本格実施に向けた検討会を開催します。</u>また、スローショッピングの周知や実施について、取組を進めます。				
4 地域で支える介護者支援事業〈拡充〉 2,115万円（1,850万円） (1) 介護者支援 介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。 <u>(2) 普及啓発推進、ネットワーク構築支援事業〈拡充〉</u> <u>認知症に関わりの少ない層も含め、認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、幅広く普及啓発に取り組みます。</u>また、認知症高齢者等の見守りのために、関係機関や地域関係者等との連携支援体制の構築を進めるとともに認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。				

13		介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第9期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。 介護保険システムに係る標準化と行政手続のオンライン化を順次進めます。
本年度		3,418億466万円		1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約94万3千人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約137万人
前年度		3,287億4,328万円		2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約19万3千人
差 引		130億6,138万円		3 保険給付費 3,139億7,375万円(3,045億1,578万円)
本年度の財源内訳	国	731億7,840万円		(1) 在宅介護サービス費 1,568億7,256万円 (2) 地域密着型サービス費 496億5,197万円 (3) 施設介護サービス費 920億1,205万円 (4) 高額介護サービス費等 154億3,717万円
	県	482億1,750万円		
	第1号保険料	774億4,762万円		
	第2号保険料	872億9,211万円		
	その他	47億7,744万円		
	市 費	508億9,159万円		

(3) 段階別保険料 ※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合と保険料額

段階	割合	対 象 者	保険料年額(月額)
第1段階	※0.20	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等・中国残留邦人等支援給付対象者	※15,880円(月1,323円)
第2段階	※0.20	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) ※15,880円(月1,323円)
第3段階	※0.34		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) ※27,000円(月2,250円)
第4段階	※0.585	(うち第2段階・第3段階を除く者)	※46,470円(月3,873円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税	(うち本人年金80万円以下等の者) 71,490円(月5,958円)
第6段階	1.00(基準額)	世帯市民税課税者	(うち第5段階を除く者) 79,440円(月6,620円)
第7段階	1.07	本人市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者) 85,000円(月7,083円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者) 87,380円(月7,282円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上210万円未満の者) 100,880円(月8,407円)
第10段階	1.30		(合計所得金額210万円以上250万円未満の者) 103,270円(月8,606円)
第11段階	1.55		(合計所得金額250万円以上320万円未満の者) 123,130円(月10,261円)
第12段階	1.75		(合計所得金額320万円以上420万円未満の者) 139,020円(月11,585円)
第13段階	1.95		(合計所得金額420万円以上520万円未満の者) 154,900円(月12,908円)
第14段階	2.15		(合計所得金額520万円以上620万円未満の者) 170,790円(月14,233円)
第15段階	2.35		(合計所得金額620万円以上720万円未満の者) 186,680円(月15,557円)
第16段階	2.50		(合計所得金額720万円以上1,000万円未満の者) 198,600円(月16,550円)
第17段階	3.00		(合計所得金額1,000万円以上2,000万円未満の者) 238,320円(月19,860円)
第18段階	3.25		(合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の者) 258,180円(月21,515円)
第19段階	3.50		(合計所得金額3,000万円以上の者) 278,040円(月23,170円)

「合計所得金額」とは、保険料算定に用いる介護保険法施行令上の合計所得金額

14		〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※13「介護保険事業」の再掲		事業内容 福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。	
本年度		59億6,525万円		1 地域包括支援センター運営費 42億4,328万円 (41億6,527万円) (6年度末見込：設置数 147か所) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 地域のケアマネジャーへの支援、関係機関とのネットワーク構築 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)	
前年度		58億3,107万円		2 生活支援体制整備事業〈拡充〉 10億7,528万円 (10億5,703万円) 社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。 <u>地域活動団体と団体の支援をしたい方をウェブ上でマッチングし、地域活動団体の課題解決等の支援を行います。</u>	
差 引		1 億3,418万円		3 地域包括ケア推進事業 4,107万円 (3,841万円) (1) 医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。 (2) 高齢期の暮らしに関する情報発信の充実に向け、高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の内容を充実させるとともに、サイト閲覧者増加に向けた広報等を行います。 (3) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランを基に、介護予防、生活支援、医療・介護連携、認知症支援など、区域での取組を推進します。	
本年度の財源内訳	国	22億8,066万円		4 ケアマネジメント推進事業等 394万円 (436万円) (1) ケアマネジメントの質の向上を図るため研修等を実施します。 (2) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。	
	県	11億4,033万円		5 市民の意思決定支援事業(エンディングノート等普及啓発) 647万円 (687万円) 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要	
	第1号保険料等	13億7,252万円		な情報を提供します。	
	市 費	11億7,174万円		6 認知症初期集中支援推進事業等〈再掲(P14)〉 1 億6,665万円 (1 億6,032万円) 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を推進します。	
医療局予算 4 億2,856万円含む					

15	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活 支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方と して、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
	※13「介護保険事業」の再掲		
本 年 度		98億4,137万円	1 地域づくり型介護予防事業〈拡充〉 1 億1,513万円 (8,562万円) 高齢者が生きがいや役割を持ち、身近な地域で介護 予防に取り組むことができる地域づくりに向け、 <u>必要 な調査及びデータ等を活用した分析に取り組み、介護 予防施策の展開に活用します。</u> また、 <u>関係団体や民間企業等と連携して、フレイル 予防等の普及啓発等を行います。</u>
前 年 度		95億8,746万円	
差 引		2 億5,391万円	
本年度の 財源内訳	国	31億491万円	2 訪問支援事業 1 億5,079万円 (1億5,203万円) 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を 対象に保健師・看護師が自宅を訪問して、介護予防や 自立に向けた支援を行います。
	県	11億6,629万円	
	第1号 保険料	13億7,392万円	
	第2号 保険料	25億1,920万円	
	その他	2 億8,424万円	
	市 費	13億9,281万円	3 介護予防・生活支援サービス事業等 95億7,545万円 (93億4,981万円) 介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に、横浜 市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービ ス、基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス、 住民主体のボランティア等による支援を行う横浜市介 護予防・生活支援サービス補助事業を実施します。

16	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※13「介護保険事業」の再掲		事業内容 任意事業として、給付費の適正化や高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。
	本年度	12億1,207万円	1 介護給付費適正化事業〈拡充〉 2億2,651万円（2億2,251万円） 介護保険サービスの適切な提供と利用、事業者による不適正な介護報酬請求の防止に取り組みます。 また、 <u>ケアマネジメントの質の向上に資するケアプラン点検件数を拡充します。</u>
前年度	10億9,470万円	2 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 〈再掲(P10)〉 4億9,485万円（4億8,750万円） 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、 <u>一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。</u>	
差引	1億1,737万円	3 介護サービス自己負担助成費等 〈再掲(P12ほか)〉 4億9,071万円（3億8,469万円）	
本年度の財源内訳	国	4億1,678万円	
	県	2億839万円	
	第1号 保険料等	2億4,980万円	
	市費	3億3,710万円	

III 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

自立支援給付関連	事業種別	本市事業名
	障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要17】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要18】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】、在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
	計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要19】
	自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要27】、医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業、障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】
	補装具費	生活援護事業【予算概要17】
地域生活支援事業関連	高額障害福祉サービス 等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
	後見的支援推進事業 【予算概要17】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域 を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
	精神障害者生活支援 センター運営事業 【予算概要18】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活 を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
	地域活動支援センター (障害者地域作業所型・ 精神障害者地域作業所 型)【予算概要18】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動 支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
	障害者相談支援事業 【予算概要19】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮 らすために生活全般にわたる相談に対応します。
その他の主な事業	発達障害者支援体制整 備事業【予算概要19】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達 障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業	障害者自立生活アシス タント事業等 【予算概要17】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等の サービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活 援助事業を含む)
	多機能型拠点運営事業 【予算概要18】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、 訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営し ます。
	障害者地域活動ホーム 運営事業【予算概要18】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供 する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	重度障害者タクシー料金 助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付す ることにより、タクシー料金を助成します。
	障害者自動車燃料費助 成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付すること により、自動車燃料費を助成します。
	障害者就労支援事業 【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、 障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	障害者スポーツ文化セ ンター管理運営事業 【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推 進します。
	障害者差別解消推進 事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業 を行います。
	こころの健康対策 【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り 組めます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進 します。
	依存症対策事業 【予算概要29】	横浜市依存症対策地域支援計画の改定に向けた基礎調査を実施するほか、計画 に基づき、支援者向けガイドラインの更なる活用や様々な媒体での普及啓発等の 取組を行います。
その他の主な事業	精神科救急医療対策 事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受 け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日現在の人数。

【令和2年度】身体障害：99,455人、知的障害：33,553人、精神障害：40,854人 合計：173,862人
【令和3年度】身体障害：98,829人、知的障害：34,859人、精神障害：43,767人 合計：177,455人
【令和4年度】身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人 合計：181,127人

17	障 害 者 の 地 域 生 活 支 援 等		事業内容 本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。 (あんしん) と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)
本 年 度		202億7,691万円	1 後見的支援推進事業 (あんしん) 6 億2,835万円 (6 億2,825万円) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。 また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)
前 年 度		193億9,532万円	
差 引		8 億8,159万円	
本年度の財源内訳	国	65億6,972万円	
	県	32億6,236万円	
	その他	2,527万円	
	市 費	104億1,956万円	
3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 (あんしん) 2 億1,004万円 (2 億1,151万円)			一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。
4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉 (あんしん) 836万円 (628万円) 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を新たに2名養成し、市内6拠点に複数名の配置を進めます。			
5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】〈拡充〉 977万円 (2,602万円) 電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。また、所得制限を撤廃し、給付対象者を拡大します。			
6 災害時障害者支援事業【基金】〈拡充〉 (あんしん) 1,500万円 (100万円) 災害発生時に、障害があっても安心して避難場所での生活ができるよう、福祉用具の備蓄や避難場所における設備整備等を進めます。 発災に備えた発電機等が未整備の施設 (15か所) に対して、整備費を補助します。			
7 補装具費支給事業〈拡充〉 8 億547万円 (7 億8,968万円)			障害者 (児) の失われた身体機能を補完または代替するため、用具 (義肢、装具、車椅子、補聴器等) の購入等の費用を支給します。また、国のこどもの所得制限撤廃の方針を踏まえ、給付対象者を拡大します。

18		障 害 者 の 地 域 支 援 の 拠 点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 2 億7,811万円（1 億9,767万円） 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。令和6年度に <u>北東部方面多機能型拠点（港北区）が開所予定です。</u> (4か所) 2 障害者地域活動ホーム運営事業 61億561万円（59億632万円） 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所) 3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13億5,445万円（13億2,406万円） 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 4 地域活動支援センターの運営 あんしん 30億7,657万円（30億9,957万円） 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(6年度末見込み 138か所)
本 年 度		108億1,474万円		
前 年 度		105億2,762万円		
差 引		2 億8,712万円		
本年度の財源内訳	国	32億3,254万円		
	県	16億1,627万円		
	その他	9 万円		
	市 費	59億6,584万円		

19	障 害 者 の 相 談 支 援		事業内容 1 障害者相談支援事業 13億1,965万円（8億5,782万円） 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から専門的な相談まで総合的に実施するとともに、 障害のある方が地域で安心して生活できるよう 地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。 また、過年度の消費税相当額等を負担します。 2 計画相談・地域相談支援事業 12億3,297万円（11億6,371万円） 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。 その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,884万円（3,664万円） 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実地します。
本 年 度		25億9,146万円	
前 年 度		20億5,817万円	
差 引		5 億3,329万円	
本年度の財源内訳	国	11億6,375万円	
	県	5 億8,188万円	
	その他	—	
	市 費	8 億4,583万円	

20	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
本 年 度	74億9,865万円		
前 年 度	72億6,719万円		
差 引	2 億3,146万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	12億2,787万円	
	県	6 億1,393万円	
	その他	6,758万円	
	市 費	55億8,927万円	
4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1 億6,459万円（1 億6,039万円） 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。			
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 23億1,241万円（22億8,560万円） 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。			
6 障害者移動支援事業〈拡充〉 あんしん 1 億6,540万円（1 億2,990万円） (1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。 <u>また、担い手を確保するため、ボランティアの奨励金単価を引き上げます。</u> (奨励金単価 5年度：1 回あたり500円 6年度：1 回あたり1,000円)			
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 4 億2,221万円（4 億3,667万円） 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 2,821万円（1,981万円） 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

21	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
本 年 度		406億5,016万円	1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
前 年 度		396億621万円	
差 引		10億4,395万円	
本年度の財源内訳	国	203億1,701万円	
	県	101億5,851万円	
	その他	6 万円	
	市 費	101億7,458万円	
			2 利用者数見込 延べ17,328人（月平均）

22	障害者グループホーム 設 置 運 営 事 業		事業内容 1 設置費補助 1 億6,965万円（1 億7,899万円） 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齢児）移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
本 年 度		217億4,625万円	2 運営費補助等 215億2,934万円（196億982万円） グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 979か所（うち新設44か所） 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,726万円（4,725万円） 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。
前 年 度		198億3,606万円	
差 引		19億1,019万円	
本年度の財源内訳	国	89億2,054万円	
	県	44億5,232万円	
	その他	—	
	市 費	83億7,339万円	

23	障 害 者 施 設 の 整 備		事業内容 1 障害者施設整備事業 あんしん 1 億889万円（6 億6, 575万円） 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 また、 <u>中央部方面多機能型拠点（5 館目）の整備に向け、運営法人の選定を行います。</u> ・改修（大規模修繕費） 7 か所 ・多機能型拠点（5 館目法人選定）
本 年 度	12億2, 629万円		2 松風学園再整備事業 10億7, 528万円（3 億6, 800万円） <u>居住者の利用環境改善のため、日中活動棟新設工事を完了し、A棟改修工事に着手します。</u> <u>7年度以降は管理棟改修工事などを行う予定です。</u>
前 年 度	10億5, 620万円		3 障害者施設安全対策事業 4, 212万円（2, 245万円） 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。 また、緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 ・防犯対策 12施設 ・非常用自家発電設備設置 2 施設
差 引	1 億7, 009万円		
本年度の財源内訳	国	9, 803万円	
	県	—	
	その他	235万円	
	市 費	11億2, 591万円	

24	障 害 者 の 就 労 支 援		事業内容 1 障害者就労支援センター事業 3 億613万円（3 億51万円） 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 ・障害者就労支援センターの運営 9 か所
本 年 度	3 億4, 172万円		2 障害者共同受注事業【基金】〈拡充〉 2, 191万円（2, 045万円） 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。 また、 <u>障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。</u>
前 年 度	3 億3, 378万円		3 障害者の就労啓発等 1, 368万円（1, 282万円） 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等の開催や、障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。
差 引	794万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1, 319万円	
	市 費	3 億2, 853万円	

25	障 害 者 の ス ポ ー ツ ・ 文 化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 ＜主な取組＞ (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
本 年 度		12億7,021万円	
前 年 度		12億4,774万円	
差 引		2,247万円	
本年度の財源内訳	国	1 億3,880万円	
	県	6,034万円	
	その他	47万円	
	市 費	10億7,060万円	

26	障害者差別解消・ 障 害 理 解 の 推 進		事業内容 1 啓発活動 664万円（588万円） 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 1,933万円（2,036万円） 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区） (3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 807万円（822万円） 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 180万円（279万円） 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
本 年 度		3,584万円	
前 年 度		3,725万円	
差 引		△141万円	
本年度の財源内訳	国	1,274万円	
	県	637万円	
	その他	—	
	市 費	1,673万円	

27	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 112億3,374万円 （116億4,081万円） 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 （１）対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害１・２級 イ IQ35以下 ウ 身体障害３級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害１級（入院を除く） （２）対象者数見込 ア 被用者保険加入者 16,437人 イ 国民健康保険加入者 16,561人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,930人 計 55,928人
本 年 度		157億4,003万円	
前 年 度		165億2,830万円	
差 引		△ 7 億8,827万円	
本年度の財源内訳	国	22億4,112万円	
	県	45億1,100万円	
	その他	17億6,395万円	
	市 費	72億2,396万円	
			2 更生医療給付事業 45億629万円 （48億8,749万円） 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 （１）対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 （２）対象者数見込 2,195人

28	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 6,902万円 （8,588万円） 第２期横浜市自殺対策計画（令和６年３月策定）に基づき、本市の状況を踏まえ総合的に対策を進めます。 <u>（１）人材育成〈拡充〉</u> <u>新たにゲートキーパーポータルサイト（仮称）を構築し、Web学習コンテンツ等を整備することで、ゲートキーパー養成をさらに推進します。</u> （２）普及啓発・相談支援 普及啓発やインターネットを通じた相談、情報提供を実施します。 （３）自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援や、自殺未遂者の初期対応にあたる職員対象の研修を実施します。
本 年 度		96億866万円	
前 年 度		93億9,380万円	
差 引		2 億1,486万円	
本年度の財源内訳	国	46億6,370万円	
	県	4,150万円	
	その他	163万円	
	市 費	49億183万円	
			2 医療費公費負担事業 94億7,184万円 （92億5,850万円） 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。 3 精神保健福祉対策事業【基金】 6,780万円 （4,942万円） <u>精神障害者ピアスタッフ推進事業、措置入院者退院後支援事業などを実施します。また、精神保健福祉法改正に伴い、新たに虐待通報ダイヤルを設置します。</u>

29	依 存 症 対 策 事 業		事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。 1 依存症対策の推進〈拡充〉 6,199万円（6,134万円） <u>7年度までの現計画の見直しに向けた基礎調査として市民意識調査等を実施するほか、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、インターネットやSNSの活用等による普及啓発の取組を充実します。また、支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、包括的・重層的な支援につなげます。</u> さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、引き続き相談機能を充実していきます。 （1）地域支援計画推進〈拡充〉 （2）専門相談支援事業 （3）普及啓発事業 （4）連携推進事業 （5）回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 （6）民間支援団体への補助金による事業活動支援 〈拡充〉
本 年 度		6,199万円	
前 年 度		6,134万円	
差 引		65万円	
本年度の財源内訳	国	3,538万円	
	県	110万円	
	その他	49万円	
	市 費	2,502万円	

30	精 神 科 救 急 医 療 対 策 事 業		事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 1 精神科救急医療対策事業 3億4,917万円（3億4,660万円） （1）精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく通報等に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進め、受入病床を確保します。 （2）精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 （3）精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度		3億4,917万円	
前 年 度		3億4,660万円	
差 引		257万円	
本年度の財源内訳	国	6,092万円	
	県	970万円	
	その他	44万円	
	市 費	2億7,811万円	

Ⅳ 生活基盤の安定と自立の支援

31	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。
本年度		1,332億2,620万円	
前年度		1,313億479万円	
差 引		19億2,141万円	
本年度の財源内訳	国	988億1,385万円	
	県	1億3,397万円	
	その他	14億9,064万円	
	市 費	327億8,774万円	
(2) 就労準備支援事業 すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に職場実習の場を提供し、就労意欲の喚起や一般就労に必要な基礎能力の形成を支援します。 3 生活困窮者自立支援事業 9億9,020万円 (13億6,375万円) 生活保護に至る前の段階や社会的に孤立している等の理由により、生活に困窮している方に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、包括的な相談支援を実施できる体制づくりに取り組みます。 相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。 (1) 自立相談支援事業 物価高等により生活にお困りの方の相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。 地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。 (2) 住居確保給付金 離職・廃業若しくは本人の責によらず減収した方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。 ・支給見込件数 700件 (3) 寄り添い型学習支援事業 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。			

32	ひきこもり相談支援事業		事業内容
本年度			2,720万円
前年度			2,382万円
差引			338万円
本年度の財源内訳	国	1,889万円	
	県	—	
	その他	4万円	
	市費	827万円	
ひきこもり状態にある方やその家族が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されるよう、市民や支援者向けの理解促進のための情報発信・啓発や、当事者・家族等への支援に取り組みます。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化します。 1 当事者・家族支援 1,357万円（1,292万円） 全年齢を対象とした市民向けのひきこもり相談専用ダイヤルや、中高年向けのひきこもり相談窓口において、個別の相談支援を行います。 相談者のニーズ理解や支援スキル向上のため、精神科医のコンサルテーションを実施します。 2 支援者養成・後方支援 344万円（343万円） ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施します。 ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関へのスーパーバイザー派遣を行います。 3 情報発信・啓発 1,019万円（747万円） 広告等を活用したひきこもり相談専用ダイヤルの更なる周知や、市民向け講演会の開催など、広報・啓発を強化します。			

33	援 護 対 策 事 業		事業内容 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。 1 寿地区対策 5,928万円 （6,184万円） （1）寿生活館運営事業 （2）寿地区対策事業 （3）寿福祉プラザ運営事業 2 寿町健康福祉交流センター等の運営 2 億3,729万円 （2 億856万円） 横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。 3 ホームレス等自立支援事業 5 億7,316万円 （3 億9,998万円） <u>生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。</u> はまかぜでの滞在が困難な要配慮者や入所時体調不良者等のための一時宿泊場所を確保します。 また、 <u>過年度の消費税相当額等を負担します。</u> 4 中国残留邦人等援護対策事業 7 億7,981万円 （7 億9,531万円） 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は減少しつつあります。
本 年 度		16億4,954万円	
前 年 度		14億6,569万円	
差 引		1 億8,385万円	
本年度の財源内訳	国	9 億77万円	
	県	—	
	その他	515万円	
	市 費	7 億4,362万円	

34	小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業・小児慢性特定疾病医療給付事業		事業内容 1 小児医療費助成事業〈拡充〉 131億9,960万円（111億5,634万円） 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 <u>8月から小児医療証をクレジットカードサイズに変更します。</u> (1) 対象者 0歳～中学3年生 (2) 対象者数見込 429,276人 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 16億8,257万円（16億4,339万円） ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 ・対象者数見込（所得制限あり） 37,684人 3 小児慢性特定疾病医療給付事業〈拡充〉 8億9,746万円（8億4,934万円） 小児慢性特定疾病の医療費にかかる保険診療の自己負担分の一部を助成します。 (1) 対象者 指定疾病にり患している18歳未満の児童等 (2) 対象者数見込 3,195人 (3) <u>小児慢性特定疾病児童に対する自立支援の強化</u> <u>児童の療養生活や自立の支援のため、地域支援協議会の設置の準備を進めるとともに、児童やその保護者のニーズ等の実態把握を行います。</u>
本 年 度	157億7,963万円		
前 年 度	136億4,907万円		
差 引	21億3,056万円		
本年度の財源内訳	国	4億3,105万円	
	県	34億3,691万円	
	その他	7,255万円	
	市 費	118億3,912万円	

35	後期高齢者医療事業（後期高齢者医療事業費会計）		事業内容 高齢期における適切な医療の確保を図るため、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し制度を運営します。 1 対象者 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方 2 被保険者数：532,480人（5年度：510,968人） 3 一部負担金割合 1割（所得に応じて2割又は3割） 4 保険料 (1) <u>保険料率（2年毎改定、広域連合議会で決定）</u> <u>均等割額 45,900円（前年：43,100円）※1</u> <u>所得割率 10.08%（前年：8.78%）※2</u> ※1 低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。うち、5割・2割については、所得基準額を変更 ※政令改正 ※2 一定所得以下の方は所得割率を段階的に引上げ (2) <u>保険料賦課限度額 80万円（前年：66万円）※政令改正</u> <u>R6：73万円、R7：80万円（段階的引上げ、激変緩和措置）</u> 5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施〈新規〉 〈再掲(P10)〉 1億2,743万円（0万円） <u>健診、医療、介護データ等を活用し、地域の健康課題を踏まえ、生活習慣病等の重症化予防と生活機能維持の両面から、高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を先行的に3区で実施します。</u>
本 年 度	1,017億3,563万円		
前 年 度	917億5,128万円		
差 引	99億8,435万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	保険料等	584億7,661万円	
	市 費	432億5,902万円	

36		国保（国 事 民 業 健 費 健 事 康 会 保 計 ） 康 業 険		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。				
本 年 度		3,079億8,295万円		1 被保険者数：577,224人（5年度：624,256人） 世 帯 数：400,159世帯（5年度：427,638世帯）				
前 年 度		3,230億2,035万円		2 一部負担金割合 原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）。				
差 引		△150億3,740万円		3 保険料（6年度予算） （1）1人あたり年間平均保険料額 127,480円（5年度：118,283円） ※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計 ※市費及び繰越金の繰入れを行い、保険料負担を緩和				
本年度の財源内訳	国	293万円		（2）保険料賦課限度額 ※政令改正 ・医療給付費分：65万円（5年度同） ・後期支援金分：24万円（5年度：22万円） ・介護納付金分：17万円（5年度同）				
	県	2,054億5,483万円						
	保険料等	749億7,232万円						
	市 費	275億5,287万円						
〈保険料率の比較〉 ※6年度は見込み料率								
	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
6年度	40%	60%	40,050円	8.83%	12,460円	2.65%	15,740円	3.08%
5年度	40%	60%	36,640円	7.85%	11,580円	2.45%	15,490円	3.00%
※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。 うち、5割・2割については、所得基準額を変更 ※政令改正								
4 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業 20億7,180万円（20億7,236万円） 特定健康診査・特定保健指導において、特定健康診査の自己負担額の無料化を継続するほか、未受診者・未利用者対策として、対象者特性に合わせたナッジ理論に基づく個別勧奨を行います。								

V 健康で安心な暮らしの支援

37	市民の健康づくりの推進		事業内容 「第3期健康横浜21」の開始年度にあたり、健康づくりの広報・プロモーションを強化するとともに、健康寿命の延伸に向けて「よこはま健康アクション」を推進します。
本 年 度		5 億6,249万円	1 健康横浜21の推進事業〈拡充〉 9,894万円（8,821万円） 生涯を通じて誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指し、関係機関・団体等との連携により、「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画」を推進します。 <u>(1) 健康横浜21広報・プロモーション事業〈新規〉</u> 健康づくりを楽しく魅力的なものと感じてもらい、日々の生活習慣として定着するよう、区局連携による戦略的な広報・プロモーションに取り組みます。 (2) 地域人材の育成・支援 保健活動推進員など、地域の健康活動の担い手育成や活動を支援します。
前 年 度		5 億4,172万円	
差 引		2,077万円	
本年度の財源内訳	国	6,834万円	
	県	—	
	その他	9,532万円	
	市 費	3 億9,883万円	
2 「よこはま健康アクション」の推進〈拡充〉 第3期健康横浜21に基づき、健康寿命の延伸に向けた重点事業に取り組みます。 <u>(1) 将来を見据えた健康づくりの強化事業〈新規〉</u> 骨粗鬆症予防等を通じた女性の健康づくり応援、腰痛予防等の職場を通じた健康づくりの推進、ヒートショック予防等の健康を守る暮らしの備えについて、将来を見据え若い世代から健康に関心を持てるような取組を推進します。 <u>(2) 食を通じた健康づくり事業〈拡充〉</u> 健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境づくりを目的に、食環境づくり推進のための協力店舗の登録制度を創設します。 <u>(3) 歯と口の健康づくり事業〈拡充〉</u> 青年期に対し馴染みのある広報媒体を活用して啓発に取り組むなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健を推進します。 <u>(4) 禁煙支援・受動喫煙防止対策事業〈拡充〉</u> 子どもや保護者を対象とした喫煙の害に関する啓発や、喫煙者の禁煙チャレンジへの支援等を行います。また、望まない受動喫煙の防止を目的として、喫煙スポット等の巡回を強化するほか、飲食店への指導や市民向けの啓発を行います。 (5) よこはまウォーキングポイント事業 日常生活の中で気軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうため、歩数に応じてポイントが貯まり、抽選で商品券等が当たる仕組みを提供し、運動習慣の定着化を目指します。 (6) 健康経営企業応援事業 従業員の健康づくりに取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」を推進します。			4 億6,355万円（4 億5,351万円）

38	斎場・墓地管理 運 営 事 業 (一 般 会 計 ・ 新 墓 園 事 業 費 会 計)		事業内容 1 斎場運営事業 22億4,310万円 (22億1,519万円) 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。 2 民営斎場使用料補助事業 3,250万円 (3,114万円) 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 3 墓地・霊堂事業 3億2,154万円 (3億114万円) 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山霊堂の管理運営を行います。 4 市営墓地危険箇所対策事業 4,000万円 (4,976万円) 市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等対策強化に取り組みます。 5 新墓園運営事業 14億3,204万円 (9億7,843万円) メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。また、日野こもれび納骨堂等の使用者募集を行います。	
本 年 度		59億8,574万円		
前 年 度		46億3,963万円		
差 引		13億4,611万円		
本年度の財源内訳	国	—		
	県	3,608万円		
	その他	27億8,731万円		
	市 費	31億6,235万円		
6 市営墓地整備事業 9億2,800万円 (5億3,000万円) (1) 舞岡地区新墓園 8億4,700万円 (4億4,700万円) 公園型墓園を整備するための施設整備工事等を行います。 (2) 大規模施設跡地等墓地整備 8,100万円 (8,300万円) 深谷通信所跡地での環境影響評価の手續等を進めます。 7 東部方面斎場(仮称)整備事業 9億8,856万円 (5億3,397万円) 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。 (1) 整備火葬炉数 16炉(本炉15炉、予備炉1炉) (2) 実施内容 建築工事、衛生設備工事等				

39	難病対策事業		事業内容
	公害健康被害者等への支援 （一般会計・公害被害者救済事業費会計）		
本 年 度		70億1,395万円	
前 年 度		68億1,358万円	
差 引		2 億37万円	
本年度の財源内訳	国	31億6,995万円	1 難病対策事業 64億7,397万円（62億4,805万円） 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、以下の事業等を実施します。 （１）特定医療費（指定難病）助成事業 指定難病にり患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。 （２）療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。
	県	—	
	その他	5 億154万円	
	市 費	33億4,246万円	
			2 公害健康被害補償・環境保健事業 5 億650万円（5 億3,038万円） 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、公害健康被害者・遺族に対する補償費の給付や健康増進に必要な事業を実施します。 また、環境汚染による健康被害の予防と健康の確保を図り、市民を対象に講座などを行います。
			3 公害被害者救済事業費会計 3,348万円（3,515万円） 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	5 年度	6 年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	219,555	247,955	28,400	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	219,555	247,955	28,400	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	5,124,434	5,155,605	31,171	
	委託料	1,949,278	1,973,928	24,650	
	計	7,073,712	7,129,533	55,821	
(福)横浜市社会福祉協議会 (※障害者支援センター分を除く)	補助金	1,386,962	1,413,719	26,757	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,529,710	1,555,213	25,503	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の運営
	計	2,916,672	2,968,932	52,260	
障害者支援センター	補助金	3,737,472	3,741,886	4,414	① 地域活動支援センター事業障害者地域作業所型助成 ② 地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型助成 ③ 機能強化型障害者地域活動ホーム助成
	委託料	419,568	418,715	△ 853	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	4,157,040	4,160,601	3,561	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,118,217	3,163,694	45,477	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,118,217	3,163,694	45,477	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,592	1,874	△ 718	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	1,087,717	1,145,565	57,848	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援 ④ 精神障害者ピアスタッフ推進事業
	計	1,090,309	1,147,439	57,130	
合 計		11,501,793	11,688,621	186,828	

【財源創出の取組】

令和6年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に（歳出・歳入の両面から）取り組みました。

＜主な財源創出の取組＞

事業名	財源創出の内容	財源創出額
1 「創造・転換」による財源創出（歳出削減の取組）		
地域ケアプラザ運営事業	施設予約がない夜間時間帯の閉館による管理運営費の縮減	50百万円
敬老特別乗車証交付事業	更新通知方法を郵送からインターネットによる照会に変更	25百万円
国民健康保険事業費会計繰出金	法定外繰出市費の解消に向けて、繰出金を抑制	400百万円
よこはまウォーキングポイント事業（健康アクション）	経費適正化の取組による経費の削減	22百万円
2 「創造・転換」による財源創出（歳入確保の取組）		
介護保険事業費会計繰出金	デジタル田園都市国家構想交付金の活用による歳入の確保	42百万円
3 その他の財源創出（決算等にあわせた見直し）		
障害者グループホーム設置運営費補助事業	実績にあわせた見直しによる減	120百万円
生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金の実績に基づく申請見込数の減による見直し	100百万円

健康福祉局財源創出額 合計：85件、1,497百万円



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

け ん こ う ふ く し

令和6年能登半島地震の被災地派遣について ～保健師応援派遣の活動報告～

健康福祉局福祉保健課

令和6年3月25日

保健師チーム派遣の概要

(健康福祉局・医療局・こども青少年局・区役所)

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

【派遣先】 石川県珠洲市

【活動期間】 令和6年1月6日～3月31日（予定）

【派遣人員】 職員4人 交代して派遣（96名）

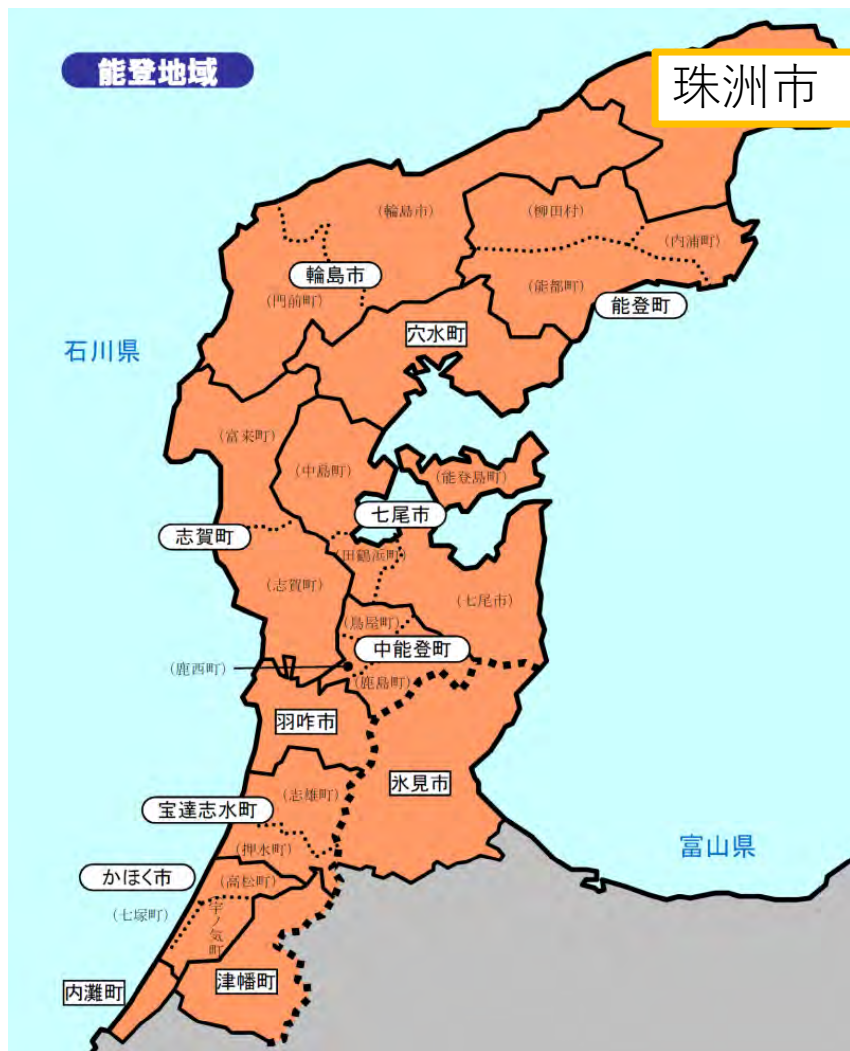
(保健師2人 業務調整員2人)

【活動内容】

- ・ 避難所等における住民の健康支援
- ・ 在宅における要支援者の健康管理
- ・ 個別訪問（ローラー訪問・個別訪問）
- ・ 衛生管理の支援 等



珠洲市の概要①～地理的条件～



【地理・人口構成】

能登半島最北部の自治体

人口12,728人／高齢化率51.4% (R 5年7月末時点)

【産業】 漁業等第一次産業の就業割合が高いが減少傾向
(平成22年時点14.7%、市内に7つ漁港有)

【交通】 公共交通はバス交通のみ

※国道249号線が震災の影響 (片側通行箇所が複数)

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

出典：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000118.html

【珠洲市】能登半島地震による被害等の状況

➤ 推移 (1月3日→2月7日→3月15日)

・市町1次避難所

開設数 21か所 →45か所 →44か所
避難者数 6,250人 →1,376人 →1,105人

・断水状況 4,800戸 →4,800戸 →4,540戸

➤ 被害 (3月15日)

・人的被害 352人 (死者103、負傷者249)

・住家被害 8,676棟 (全壊2,832、半壊2,276、一部破損3,568)

【出典】石川県目的別・令和6年(2024年)能登半島地震に関する情報(対策本部・被災状況)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#taisakuhonbu>

珠洲市の概要② 高齢化の状況

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

地区名	人口	高齢者数 (高齢化率)	後期高齢者数 (後期高齢者割合)
宝立地区	1,901	1,081 (56.9%)	682 (35.9%)
上戸地区	1,282	549 (42.8%)	329 (25.7%)
飯田地区	1,307	581 (44.5%)	342 (26.2%)
若山地区	1,483	816 (55.0%)	483 (32.6%)
直地区	1,108	428 (38.6%)	252 (22.7%)
正院地区	1,277	669 (52.4%)	429 (33.6%)
蛸島地区	1,164	561 (48.2%)	334 (28.7%)
三崎地区	1,894	1,037 (54.8%)	597 (31.5%)
日置地区	406	257 (63.3%)	158 (38.9%)
大谷地区	906	569 (62.8%)	348 (38.4%)

(令和5年7月末現在)

【珠洲市内の地区】



市役所がある上戸地区と、飯田地区が市街地。同地区から続く沿岸部の地域に人口の70%以上が居住している。

出典（左表）：<https://www.city.suzu.lg.jp/site/opendate/4896.html>

出典（地図）：<https://sutto-zutto.com/10area/>

被災状況①～珠洲市内～



【1階部分がつぶれ2階部分しか残っていない家屋】 【土砂崩れで片側通行。至る所で土砂崩れ】

👤 『まさに「壊滅的」。車のヘッドライトを消すと漆黒の闇。
多くの家屋は1階がつぶれガレージの車で倒壊が止まっている状況。
道路片側を倒壊家屋が埋めていたり電信柱が倒れ掛かっていたり』

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

現地の体制について（1月初め）

《珠洲市生活サポート部会(珠洲市保健医療福祉調整本部)》



(本部の様子)

①保健活動【フェーズ0～2】 応急段階 ～1/8頃【第1班】

➤ 現地へ辿り着く 次班へ繋ぐ

➤ 避難所訪問

状況把握・健康確認

感染症予防・啓発（新型コロナ、インフルエンザ等）



【支援の具体例】

- ・避難時創傷の治癒状況確認 [70代 男性]
- ・二次避難所への移動説明と意思確認 [80代 単身 女性]
※認知症、成年後見人選任有
- ・内服薬の不足 薬剤師会へ依頼調達 [80代 単身 男性]
- ・安否状況報告、下肢浮腫DMATに巡回依頼 [40代 単身 男性]



『珠洲市保健師は出勤できておらず、県の保健師1人で初期対応をしていた。自身も被災し避難所生活・・・』

②保健活動【フェーズ2】 (1/9～1月末頃)

➤ 避難所訪問・対応

状況把握や健康確認

感染症対策・予防・啓発（新型コロナ、ノロ、インフルエンザ等）

➤ ローラー訪問

地図を見て一軒一軒戸別訪問

在宅避難者への状況把握や健康確認

【支援の具体例】

避難所：ノロウイルス用消毒セット作成、使用方法説明
ダンボールバット設置（感染症拡大防止・隔離）

訪問：介護者宅へ継続訪問（高齢者を介護中、家族の逝去）

人『断水が一番の課題』『仮設トイレにて排泄後の処理を個人で処理できない人も（高齢者等）』『避難所は仕切りがなくプライベート空間がない所が殆ど』



人『感染症患者を避難所で完全隔離する事の難しさを感じた』
『地域の住民同士の繋がりが強いと感じた』



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

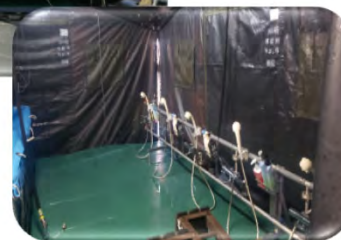
③保健活動【フェーズ3】 約1か月後～（1月末～2月初め）

- **大規模避難所等への対応**
 - ・ 継続支援への対応や健康確認
 - ・ 2次健康被害を予防
- **避難所対応（上記以外）**
 - DMATと同行訪問、医療への引継ぎ等
- **本部応援**
 - 訪問等記録のデータ入力応援

【支援の具体例】

大規模避難所に常駐中のHuMA(災害人道医療支援会)と一緒に保健活動(週2回)、健康体操の実施

👤 『特別養護老人ホームが福祉避難所になっていたが（そこも）被災。入所者の避難を進めていた。本市で災害が起こった際は、福祉避難所の既存入所者の2次避難を考えていかないと・・・』



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

④保健活動【フェーズ4】約2か月後～（3月）

➤ 緊急医療 → 通常医療へ

- ・避難所等での診療所常設の終了

➤ プッシュ型→プル型支援も

- ・避難所への巡回→「保健師健康相談」窓口の設置
- ・仮設住宅への訪問

【支援の具体例】

- ①咳が続く介護者（発熱なし）に内服方法と受診についての相談【70代女性】
- ②足の指の痛み、巡回診療に繋ぎ今後の受診や受診方法を検討【70代単身男性】
- ③避難所運営者と「健康相談」について相談して設置。近隣へ周知



避難者

「行くところもない。迷惑もかけたくない。」（70代女性）

「仮設住宅に申し込みはしたけれど、いつになるか…」（70代男性）



避難者



避難所運営メンバー
（50代女性）

「避難所のことをしていると気が紛れる。
必死にこれまでやって来た。能登は好き。
でも、（行く場所があるのを）うらやましくも思う…」



避難所運営者と「健康相談」に向けて相談



徐々に設置される仮設住宅

「健康相談」のプレ開催に合わせて
日本赤十字社の最後の巡回診療を実施

保健師

健康相談

曜日	月・水・金
時間	9時半～11時
場所	宝立小中学校 学習室2

なかなか眠れない、
食欲がないなど
心配なことがあれば
お気軽にご相談ください。

珠洲市健康増進センター
(0768)82-7742

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

活動報告(保健活動)まとめ

【フェーズ0】発災後（1 / 2）には派遣事前準備開始

国→県からの要請を受け、発災後6日目から派遣

【保健活動で感じた課題など】

感染症予防・対策の強化の必要性

二次健康被害の最小化・孤立化防止

- ・ 経時変化に合わせた対応：災害時保健医療ニーズと活動
- ・ 関係部署、団体とのスムーズな情報共有
- ・ 指揮命令系統の確立が重要（保健活動チームのオペレーション）
- ・ 避難者全体像の把握、可視化の必要性（避難者マッピング、名簿作成等）
- ・ 避難所の生活空間、環境の確保、整備等
（ベッド、土足禁止、プライバシー、トイレ、断水etc.）
- ・ 今後の生活への意思決定支援 等